

平成25年度
第4回青森県公共事業再評価等審議委員会

日 時 平成25年10月6日(日) 13:00~16:42
場 所 青森国際ホテル 2階「春秋の間」
出席者 青森県公共事業再評価等審議委員会委員
委員長 武山 泰 八戸工業大学 工学部 教授
委員 阿波 稔 八戸工業大学 工学部 教授
委員 長利 洋 北里大学 獣医学部 教授
委員 後藤 厚子 公募
委員 田村 早苗 青森大学 経営学部 教授
委員 藤田 均 青森大学 薬学部 教授
委員 松富 英夫 秋田大学大学院 工学資源学研究科 教授
委員 山下 成治 北海道大学大学院 水産科学研究院 准教授
青森県
企画政策部 秋田企画調整課長 ほか
農林水産部 成田次長、影山農村整備課長、外城漁港漁場整備課長 ほか
県土整備部 奈良次長、小関整備企画課長、鈴木道路課長、今河川砂防課長、高瀬都市計画課長 ほか

内 容

1 開 会

(司会)

皆さん、こんにちは。司会を務めます企画調整課長の秋田でございます。

今回は、むつ市での現地調査と委員会の開催、お疲れ様でした。本日もよろしくお願いたします。

それでは、まず資料の確認をさせていただきます。

まずは、いつもの緑色のファイル、それから先月お送りいたしました黒色のファイルと2種類お持ちでしょうか。お持ちのようですね。

それから、本日お配りしております資料の確認ですが、1枚目が次第、2枚目が名簿、3枚目が席図となっております、4枚目の配布資料一覧をご覧いただきたいと思ます。

資料7、8、9は事後評価関係の資料でございます、先にお送りいたしました黒色のファイルでございます。

本日新たにお配りします資料といたしましては、資料10から14でございます。お席の方に全てお揃いでしょうか。

それでは、ただ今から「平成25年度第4回青森県公共事業再評価等審議委員会」を開会いたします。

本日から、事後評価の審議も行われるため、農林水産部の職員も出席しておりますが、今年度初めての出席となりますのでご紹介いたします。

農林水産部 成田次長です。

影山農村整備課長です。

外城漁港漁場整備課長です。

続きまして、本日は11名中8名のご出席をいただいておりますので、会議が成立しますことをご報告いたします。

それでは、これからの議事進行は委員長をお願いいたします。

武山委員長、よろしくお願いいたします。

【議事の進め方】

(武山委員長)

それでは、私の方で進行を務めさせていただきます。

最初に本日の審議の進め方を確認したいと思いますが、昨年、附帯意見を付けた道路事業2件について、その後の対応、計画がまとまったということで、担当課の方から説明をしていただきます。

この2件を2年続けてという形になりますが、本年の再評価対象事業ということで加えて、県の対応方針案について審議を行い、委員会としての意見を決定したいと思います。

その後、詳細審議地区について第2回委員会までの審議に対する補足説明や持ち越しした回答、また新たな質問がありましたので、それに対する説明を聞いた上で審議を行い、県の対応方針案に対する委員会意見を決定したいと思います。

手元にある資料14をご覧ください。

最終的に知事への答申という形で、このような形に取りまとめていくというものになります。

1ページとなっているところに、事業の一覧が示されております。

今年度の再評価対象事業は、先ほどの2事業を含めて27事業あるわけですが、詳細審議地区以外の17事業と前回現地調査を行った烏沢海岸については、既に県の対応方針どおりとする委員会意見ということで決定しています。

本日、残りの詳細審議地区7事業と、先ほど、説明した2事業、合わせて9事業について委員会としての意見を決定していきたいと思っております。

その後、事後評価の審議も行います。事後評価は、ご存知のとおり事業完了後5年経過したのものについて事業の効果や環境への影響などを確認して必要に応じて改善措置の検討を行い、今後の同種の事業の計画等に反映させていくというものです。

本日は、昨年度に選定した3つの事業について、担当部局から評価結果の説明がありま

すので、その評価結果の妥当性などについての審議と、来年度、事後評価を行う対象事業を本日選定したいと考えております。

以上のとおり、長時間の審議となりますが、委員の皆さま、よろしくお願いいたします。

【平成 24 年度公共事業再評価対象事業に係る附帯意見への対応状況】

(武山委員長)

それではまず、昨年度、附帯意見を付けた道路事業の 2 地区について、1 回目の委員会でも報告を簡単に受けたわけですが、2 地区とも計画変更の作業中のため、後に決定し次第、諮りたいとしていたものです。

この 2 地区については、昨年度の委員会において、どちらも整備計画の見直し等を考えているものの、関係機関との協議などが整っていないということで、再評価としては継続との判定になりましたけども、実質は休止というか、どのようにするかが決まり次第、当委員会に諮るようということに附帯意見をつけていたものです。

その 2 地区について、対応方針がまとまったとのことですので、担当課の方から説明を受けて審議を行いたいと思います。

それでは、道路課の方から、2 つの事業について説明をお願いいたします。

(道路課)

道路課の岡前と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、座って説明させていただきます。

まずはじめに、岩崎深浦線岩崎工区につきまして、資料 10 の補足資料を使いましてご説明したいと思います。

まず 1 ページ目の上段でございますが、附帯意見の内容としましては、当該事業は、今後、事業計画の見直しを進めるとのことから、国道 101 号の整備計画との関連を考慮し、現計画を早期に見直したうえで事業再開前に改めて当審議委員会に諮ること、というものでございました。

このご意見を受けまして、県では、下段の方にありますとおり、既に着工しております工区約 400 m 区間の部分につきまして、暫定供用などによる有効活用ができないか検討を行いました。

また、国道 101 号の鯉ヶ沢町から深浦町までの区間全体の整備計画の検討と地元との調整を行って参りました。

北工区を有効活用する案といたしましては、3 ページをご覧いただきたいと思います。

こちらの上段にありますとおり、現道に再度接続するための縦断勾配の考え方を 3 種類に分けました 3 つの案と、既存の林道へ接続する案の合計 4 案について検討いたしました。が、いずれにつきましても、岩崎深浦線へ接続する国道 101 号のバイパス計画が現時点では不確定であることから、どの案も有効活用につながらないということが分かりました。

続きまして、国道101号の整備計画につきましてですが、6ページをご覧いただきたいと思います。

こちらの右側の図にありますとおり、鯉ヶ沢町から深浦町までの間を全部で12のブロックに分けまして、整備済みや事業中の箇所を除きます8つのブロックにつきまして、これからの整備手法や優先順位を勘案した整備計画の素案を作成しているところでございます。

本事業の地元でございます深浦町と協議を行いました結果、現在、事業中でございます奥入瀬2期工区の早期完成を優先するとのご意向でありましたことから、県としましても、当面は奥入瀬2期工区の共有地問題の解決に深浦町の協力を得ながら取り組みまして、早期完成に向けて事業を進めていくことといたしました。

最後に7ページですが、今後の対応方針につきましてです。

まず1つとしては、国道101号の全体整備計画の確定に当たりましては、地元との合意形成や計画調整等も視野に入れました見極めの検討が必要となりまして、不測の日数を要しますことから、当該事業の対応方針を休止といたします。

2つとしまして、国道101号の全体整備計画を含めた当該事業の変更内容が確定した段階で、改めて当審議委員会へ諮ることといたします。

岩崎深浦線につきましては、以上でございます。

続きまして、増田浅虫工区につきましてです。

同じく、資料10の補足資料を用いてご説明いたします。

1ページ目の上段でございますが、附帯意見の内容といたしましては、当事業は、今後、事業計画の見直しを進めるとのことから、接続する町道等の関連を考慮し、現計画を早期に見直したうえで事業再開前に改めて当審議委員会に諮ること、というものでございました。

このご意見を受けまして、県では、下段にありますとおり、現計画である2車線整備から、現道を活用いたしました1.5車線的整備に計画を変更しまして、平内町や青森市が管理する道路への接続のための交差協議や、計画の調整を行って参りました。

1.5車線的整備へ計画変更することによりまして、2ページをご覧いただきたいと思いますが、幅員や縦断勾配、最小曲線半径などが変更となりますことから、延長が260mほど短縮されます。

また、7ページをご覧いただきたいと思いますが、農道交差部での計画が変更になったことから、平面交差形式となりました。また、併せまして、浅虫川の交差部分においては、橋梁の形式から管渠型へと見直しが可能となったことなどによりまして、合計で3億円の事業費の削減が可能となることが分かりました。

また、地元の青森市や平内町との合意形成につきましては、8ページにございますとおり、2車線の拡幅から1.5車線的整備へ計画が変更となる点につきましてご説明しました。

また、接続道路の現状確認と交差協議について協議を行いました。

さらに橋梁から管渠へ計画変更となりました河川横断部の河川協議につきましても協議を行いました。

その結果、いずれの点につきましても了解が得られております。

以上のことから、県の今後の方針といたしまして、現計画である2車線整備から1.5車線的整備へ計画変更することにより、事業を継続といたします。

また、計画の見直しに必要となった2か年と、今後の用地買収の前段として必要となります諸手続き、保安林解除等がございますが、これに必要な時間を考慮いたしまして、終了予定年度を当初の平成28年度から平成32年度へ変更いたします。

道路課からの説明は以上でございます。

よろしく願いいたします。

(武山委員長)

ただ今、資料10によって、昨年度、附帯意見を付けていた岩崎深浦線と増田浅虫線についての、1件は休止とすると、もう1件については、計画変更を行うということになっていましたけども、関連して質問等があればお受けしたいと思っております。

何かございます。

お願いします。

(山下委員)

浅虫線の方ですが、高架橋じゃなくてボックスカルバートにするんですよね。下側に河川が流れていますが、流量設計だとかの問題は大丈夫ですか。カルバートにすると、今度、河川の方の手をつけなければならない場合が出てくると思うんですが。

(道路課)

この河川橋には、市の方と協議済みでございます、その辺の流量的なものも設計済みです。協議済みです。

(松富委員)

今の件とも関連するんですが、何かコスト縮減が2件目に関してはできるというふうに申しておりましたが、最近の状況をみますと、例えば、ある予算を決めたと。それでいろいろ入札させると。だけど、殆ど成立しないというふうな話をよく聞きます。というのは、何かいろいろ材料の需要があったりとか、あるいは人件費が上がったとか、そういうふうに聞いておまして、先ほどいろいろ縮減できると言いましたけれど、本当に大丈夫でしょうか。答えにくい質問かもしれませんが、そういうふうに感じましたので、もしご意見があればお願いしたい。

それと、先ほど、流量がボックスカルバートで捌けるということでしたけども、最近の短時間における集中豪雨的などが本当に目立っているんですが、例えば、8月9日の秋田・岩手豪雨の時、多くの被災を受けているのは本川ではなくて支川の小さなところで、そして、例えば、道路盛土があったり、あるいは線路盛土があったり、そういったものがある意味で河川堤防の役割を果たして、大雨が降って、そこで水が溜まると。そして、下流域の鉄橋のところだとか、道路橋のところから水を捌くわけですが、そこが小さいがゆえに捌けなくて、要は線路盛土に越流して破堤したりとか、そういう状況になっているんです。

ですから、今、山下委員が質問されましたけども、そういったことも本来ならば、今後、考慮していくべきかなと思っているんですが、現行の手法では、多分、事務局が言ったことが正しいんだろうと思いますが、そういったこともちょっと考えに入れていただければということで意見させていただきました。

(武山委員長)

はい、お願いします。

(道路課)

第1点の方です。発注した工事が適切に受注されるかという点でございますが、これはさすがに、今の時点では非常にお答えづらいものが確かにございます。委員の皆さまご存知のように、東日本大震災を受けた後に資材、それから建設技術者等の不足と申しますか、発注ボリュームが多くなったことも受けて、資材単価の高騰ですとか、それから労務単価の高騰といった傾向が非常に強くなってきております。

国土交通省の方におきまして、今年度当初の人件費の方を従前にはないような大幅な値上げと申しますか、設計の単価の値上げ等をいたしまして、そういった社会情勢に迅速に対応できるような体制をとりました。本県におきまして、公共事業を発注する際の積算のもとになります労務単価につきまして、国が定めたものを準拠して値上げした形で設定しております。

それと、あとは資材が急激に高騰する場合もございます。そういった変化があるたびにそれに対して若干のタイムラグはどうしても発生しますけれども、できる限り単価の高騰ですとか、そういったものには発注する時の設計積算の単価にもすぐ反映できるような取り組みを引き続き続けて参ります。しかし、そうはいいいながらも、やはり全体の発注量が増えてきますと、どうしても受注機会は多くはなるものの、逆に言うとそういった面では利益率の低いところの受注が成立しない、契約が成立しないということもゼロではないかと思っております。

ただ、本県の工事におきましては、顕著な傾向は出ておりませんので、おそらくはこれらの事業が継続、発注される時には、それほど大きな心配はないのではないかと考えております。

以上です。

【追加地区に係る審議】

(武山委員長)

資料11に再評価の資料がありますが、そちらの方も簡単に説明をお願いいたします。

(道路課)

道路課から引き続き資料11の説明をさせていただきます。

先ほどのパワーポイントの説明は、資料11が再評価上の正式な提携様式ということになりますが、昨年度と同じ議論も重なるものですから、ポイントをパワーポイントの方で説明させていただきたいというような趣旨でございました。

重複する内容もございますが、まず、岩崎深浦線、岩崎、整理番号H25-26番ですが、この黄色に着色しているところ、ここがその中でも先ほどパワーポイントで説明させていただきました、見ていただきたいポイントを着色しているようなところです。

まず、岩崎深浦線については休止とさせていただきたいと。休止でございますので、その変更計画内容が横バーというか、今後決まりますので、今、お諮りする計画は横バー、現計画と同じというようなことで書かせていただいております。

めくっていただきまして、費用対効果、B/Cについても横バーということになります。

最後、総合評価というか、県の方針ということですが、休止とさせていただきたいという中には、附帯意見の中にもございましたが、まず、ここの整備をする前段として101号の全体整備計画がしっかりしないとイケませんので、その辺の調整に要する日数が必要との判断で休止とさせていただきたいということです。

繰り返しとなりますが、岩崎深浦線については、このような説明とさせていただきたいと思えます。

続きまして整理番号27番、増田浅虫線ですが、これは昨年、現場の方も委員の方々に見ていただきました。こちらを2車線から1.5車線に計画変更させていただきたいという内容のものです。工期をその調査に掛かった時間と今後の事前申請に必要な時間、その時間を考慮しまして4年ほどスライドさせていただきました、ということで、平成32年度まで工期を取らせていただきたいという内容のものです。

先ほどの説明は、B/Cのところに着色斑点しておりませんが、コストが下がるわけですから、通常はB/Cが上がるというのが算数上一般的ですが、道路規格を見直し設計速度等を見直した結果で、若干、0.03ポイントB/Cは若干下降しましたが、1は確保できておりますという内容でございました。

結論は、1.5車線に計画変更させていただきたいというもので、先ほどの補足、その後ろには、B/Cの算出根拠1.11を算出した時の根拠などが書かれております。

様式11の説明は以上となります。

(武山委員長)

ありがとうございました。

再評価資料という資料11も含めて質問、意見等があればお受けしたいと思います。

藤田先生。

(藤田委員)

質問というか、資料10の図の見方が分からないので、ご説明いただきたいのですが。

浅虫線の方ですね。2ページの平面図です。色の説明を現道だけは出ているんですが、あとの橙色ですとか、緑色ですとか、桃色ですとか、これは何を表わしているのかをご説明いただければ。

(武山委員長)

説明、お願いします。

(道路課)

凡例を付けなくて大変申し訳ございませんでした。

オレンジ色が切り土、道路をカットするところのイメージを意味しておりまして、それと反対にグリーンのところ、これが盛土のイメージでございます。

ピンクもございませうか。

(藤田委員)

下の計画変更案の方で、これは違うんですかね、ピンクじゃないんですかね。

(道路課)

これも、ピンクはちょっと、同じくオレンジと緑は、今、申し上げたとおりなんです、ピンクの色は、道路がこちらの方に振れているということです。青が現道ですので、その道路計画の色を着色しているようなものです。

(藤田委員)

要は、計画路線がどれなのかがちょっと分かりづらいんですよ。いやに目が、目のせいだけじゃないと思うんですが。できたら、きっちりと。上が最初の2車線の道路ですよ、当然。下が1.5車線の道路だとは思いますが、どの程度、現道を利用しているのかとか、それから新しくどういうふうに付いていくのかがあまりはっきりと書いていないような気がするんです。

それから、先ほどの山下委員のお話でも出ていたんですが、ボックスカルバートにした

時のその後の方が、どういうふうに縦断的にどうなっていくのかが、これだと一部だけは見れるんですが、その右の方がどうなっていくのかとか。ちょっと分かりづらいので、縦断図の大きなやつでパッと今、出せるようなものはあるのでしょうか。今度の計画ですね。

(道路課)

まず、今のご質問ですと、平面図と縦断図の方を大判の方で、お渡しするとA3ぐらいになるのか、その辺、まずは明瞭に見れる図面を次回でよろしければお持ちして、ご提示したいと思います。よろしいでしょうか。

(藤田委員)

今は無理なんですね。

(道路課)

すいません、今は持ってありません。

(藤田委員)

分かりました。それなら結構です。

(武山委員長)

他に。

田村委員。

(田村委員)

計画変更することによって、工期が4年延ばされると。その理由が、保安林解除等の申請に係るということだったんですが、1.5車線的になるので、事業量、作業量自体は減るわけですよ。それでもこの4年の終了予定年度の先延ばしということが必要なのか。もう1つは、用地取得面積のかなりの部分が民有の保安林だということで、今の保安林になっている森林の現況がどうなっているかということが分かれば教えて欲しいと思います。

(道路課)

保安林の種類ということでしょうか。

(田村委員)

保安林の種類と、樹種や林齢について。

(道路課)

保安林の種類、種別については、次回まで調べさせていただきたいのですが、今の新しく変わった増田浅虫線の計画の用地の中に占める保安林の割合というのは、約6割ぐらいだと聞いております。つまり、6割弱ぐらいが保安林解除のための申請をしなければ、工事の方に着手していけないと。残り4割は通常の用地ということになりますが。この辺の申請に必要なんですが、保安林の種別等については、次回まで調べさせていただければと思います。

(田村委員)

理由があって保安林に指定しているので、やはり解除できる状況なのかどうかということとは、検討するべきではないかと。

(道路課)

解除できるか、できないのか、解除の見込みが立っているのかということでしょうか。

(田村委員)

違います。それは違う機関の事項ですので。保安林の種類ですね、一番重要なのは。

(道路課)

分かりました。それは次回までに調べさせていただきます。

あともう1点、工期の方ですが、ご指摘があったように事業量は確かに減っておりますが、その申請、保安林を解除するために必要な時間というのは、確実に今、担保できていないという、不確定要素も若干含まれるということと、あとは予算的な問題もあったりしまして、勿論、これはあくまでも予定ということですので、必ず4年延ばすという意味ではございません。事業量が減っていることで努力はさせていただきますという意味でご理解いただければと思います。

(武山委員長)

はい。

(長利委員)

2車線から1.5車線にすることによって、平内町なり青森市との合意がとれたということですが、2車線から1車線にすることによって、走るための利便性とかが低下するだろうと。その結果、B/Cが全てではないんですが、B/Cが下がってしまっているということになると、工事費も下がってはいるんですが、何のために2車線から1車線にしてしまったのかなと。工事費を削減するのが目的で2車線から1.5車線にしたのか。それともB/Cは、ほどほど下がるのはやむなしという判断でいったのか。何を狙って1.5

車線に落としたのかというのがよく分からないのと、増田浅虫線だけではなく、他の路線も、2車線で検討しているところも1.5車線で検討すれば、当然、工事費等が下がります、低減させることはできるかと思うんですが。他の地区も、変な言い方、1.5車線で検討すべきではないのかなとも思うんですが。その辺、今回は増田浅虫線だけですけど、何を狙って1.5車線にしたのか、その辺の狙いを再度説明していただけますか。

(道路課)

1.5車線ですが、コスト縮減のみを狙って2車線を1.5車線にしたということでは決まてございません。簡単なイメージで言いますと、1.5車線というのは、俗に言う山岳地区の道路ですとか、そういったものに適応する道路規格になります。

附帯意見の方のポイントの中にも込められておりましたが、接続する町道などとの関連を考慮してくださいというところで、接続する町道及び市道などが、当初2車線のところから、当計画と同じように1車線、待避所付きの1.5車線に計画変更しているという現状ですとか交通量の現状、あとは山岳地区といったロケーションなどを考えて、1.5車線的整備で接続する道路等の状況も踏まえまして、時代のニーズといえますか、適時性を捉えた道路計画だということと1.5車線に変更しているというところでございます。

決して、コストだけを狙っていったということではございません。

(武山委員長)

阿波先生。

(阿波委員)

先ほどと同じく、増田浅虫線の件で1点ご質問させていただきます。

こちらの路線の方は、冬場、冬期間の交通はどの程度お考えになっているのか教えていただければと思います。

(道路課)

冬期閉鎖路線です。

(阿波委員)

分かりました。それであればよろしいと思います。

(武山委員長)

他に。

(藤田委員)

すいません、もう1つお願いします。

岩崎深浦線ですが、休止にすることに対して地元のご意見がどうなっているのか、合意形成がどこまで図られているのかを伺いたいと思います。

(道路課)

地元との合意形成ですが、ご説明不足のところもありましたら大変申し訳ございませんでした。

地元、深浦町との合意形成ということですが、まず、現在、事業中である奥入瀬2期工区、こちらにまず集中投資して欲しいと。この早期完成を目指す。そのために地元との協力体制も再確認できたという合意形成が図られておまして、その着手しながら、当然、終われば次という話になっていくわけですので、その間に101号の全体整備計画、その全体整備計画の中には、整備手法であったり着手順番であったり、そういったものも含めて同時に検討していくと。その辺の合意形成が地元ととれました、ということでした。

(藤田委員)

そこは伺ったんですが、要は岩木山の方からずっと鯉ヶ沢の方に下る道ですか、あれが入っていたんじゃないかなかったですか、これ。

全くこの道は深浦町内だけの道でしたか。

(道路課)

この道路に関しては、深浦町内だけの道路でございました。

(藤田委員)

そこだけ、もう1個何か、2車線ぐらいあったような気もしたんですが、私の勘違いですか、それは。

(武山委員長)

再評価調書の2ページですかね、そこを見ていただくといいのかなと思いますけど。資料11のH25-26の再評価調書を2枚めくって、2という数字が書いてありますね。その赤い色のところが休止しようという状況ですね。

(藤田委員)

分かりました。

(武山委員長)

松富委員。

(松富委員)

浅虫線の方ですが、2車線から今回1.5車線にされたわけですが、当然、1車線もやられているわけですね、検討は。そうですね。1.5車線だとコストは下がるんだけど、そんなにB/Cは下がらないと。1車線で検討された時、B/Cはどういうふうになったか教えていただけますか。

(道路課)

1車線の検討というよりは、1.5車線というのは、基本的には1車線です。

(松富委員)

待避所があるわけですね。

(道路課)

そのすれ違いのために大型車も台数こそ少ないですが、すれ違いを可能とするために、一応基準上は300mおきに待避所を設置すると。基本は、ですから1車線の検討というような認識で検討しております。オール1車線ですと、勿論、待避所ゼロのオール1車線となると、大型車はすれ違いできない道路ということになってしまいますので、そういう整備の検討はしておりません。

(松富委員)

検討していないということですね。それで結構です。

(武山委員長)

他に。

私の方から、再評価調書の27です。その中で、事業費のところは別紙となっている後ろについてありますけども、1と書いてあるところですかね。これは、現計画が9億円のところが6億円になったということですが、計画見直しの中の計画で の数字で450というのは、4億5千万円を25年度までに使う予定であったということですか、この数字は。

実績としては、下の184が既に2億円近くは使われているということで、今の計画の見直しで残り4億円程度でということですね。

(道路課)

そういうことでございます。

【追加地区に係る委員会意見の決定】

(武山委員長)

分かりました。

その他、ございますでしょうか。よろしいですか。

特に質問等がなければ、今日、決められるものであれば県の対応方針案に対する意見を決めたいと思いますが、26番の岩崎深浦線については、県の対応方針案どおり休止とするということとしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、岩崎深浦線については休止としたいと思います。

27番の増田浅虫線についてはどうしますか。ペンディングですかね。先ほど、詳細の図とかがないということですが、これはどうですかね。次回でよろしいですか。

計画変更とするということでもよろしいですか。

分かりました。

それでは、増田浅虫線については、県の対応方針どおり計画変更するということですが、今日の質問に対して、次回、説明を加えていただければと思います。

特に附帯意見等はよろしいですかね。

それでは、この2事業については、岩崎深浦線は休止、増田浅虫線については計画変更ということとしたいと思います。

それでは、詳細審議に回していた地区についての補足説明と持ち越した回答について、それぞれ担当課の方からお願いしたいと思います。

まず、道路課から。

【詳細審議地区に係る審議】

(道路課)

それでは、引き続き道路課からご説明申し上げます。

まず、資料12の常海橋銀線につきまして、藤田委員からご質問がございました。

ご質問の内容は、第2回委員会でお示しいたしました一部修正案について、平面図等を示して具体的に説明いただきたいというものでございます。

回答でございますが、おめくりいただきまして、平面図の方をご覧いただきたいと思えます。

図面が小さくて見え難い部分もございますが、赤の斜線で囲っております部分が、今回、一部修正案といたしまして検討したルートでございます。その上の部分にあります黒い枠で囲ってあるところ、こちらが現行案のルートでございます。

図面の中央部分にございます対象二次林と表記されております個人の方が所有しております林のところにオオタカやフクロウなどの猛禽類の生息が確認されたということから、このバイパスの建設でこの林が分断されることによりまして、猛禽類への生息に対する影

響を少なくするためということで検討いたしましたのが、この赤い部分の一部修正ルートでございます。

この修正によりまして、林の分断率が41%から31%に軽減されたものでございます。

その他に鳥類研究の専門家のご指導をいただきまして、現行ルート、一部修正ルート、いずれの場合におきまして、猛禽類がこの林を通過する車両によりまして、轢かれて死ぬことがないようにということで、フェンス等の設置も予定しているところでございます。

こちらのバイパスの計画につきましては、これまで津軽横断道路建設促進期成同盟会など、地元の団体によります度重なる要望がありましたほか、現時点で事業区域の用地取得率が86%に及んでいることなど、地元のご理解と意向に沿った事業との認識で早期完成に向けて努めていたところでございます。

今回の猛禽類の生息につきましては、事業の構想段階や事業着手時には表面化していなかったものでございましたが、今後の事業計画につきましては、改めて地元の皆さまのご意向を確認するために、地域懇談会を開催してご意見を伺って参りました。

また、補足調査といたしまして、住民の皆さまへアンケート調査を行うなども計画しております。というふうに表記の方はしておりますが、現在、アンケート調査を行って、その回答を回収中でございます。これらのアンケート結果も含めました地元の皆さまのご意向、採算性、広域性などを踏まえましてうえて、バイパスルートの決定のための最終判断を今後いたして参りたいと考えております。

続きまして、もう1つのご質問でございました。八戸野辺地線 駒沢工区につきまして、同じく藤田委員からのご質問でございます。

ご質問の内容は、事前にボーリング調査を実施し、問題がないことを確認したうえで、詳細設計や用地測量に入るといような事前調査のあり方について、今後、工夫する余地がないのかというものでございました。

お答えでございますが、一部前回、前々回の委員会でのご説明の繰り返しとなる部分もございますが、構想、計画段階の概略設計段階で、複数のルートを設定している場合につきましては、その全てに詳細設計に近い精度で地質調査を行ったうえで最適なルートを選定するという事は、予算面などの観点からも極めて困難であると考えております。

また、事業着手前にボーリング調査等を行う場合につきましては、地権者の任意の了解が得られることが前提となりますが、全ての場合において地権者からの了解が得られない場合も十分に想定されます。

さらに計画段階では、道路計画のルートの位置、事業の予定年次、事業化の判断、こういったものにつきまして不確定な要素が多数ございます。このような段階で地質調査等を現場で行うことは、地権者の方々への様々な憶測や誤解を与える可能性も考えられますので、慎重な対応が必要であると考えております。

今後の調査方法のあり方についてでございますが、近年では、地質を上空から透視する技術が開発されるなど、調査技術が進歩していることから、最新の調査技術の動向を踏ま

えながら、経済性、合理性などを総合的に判断いたしまして、事前調査の精度向上に努めていきたいと考えております。

また、併せまして事業の対象地域の周辺環境や地域の様々な実情などについても、事業に着手する前に極力把握するよう努めて参りたいと考えております。

なお、事業化後の詳細調査の結果によりまして、事業費の増大や工期の延長などが必要となる事案が発生することも少なくございません。このように事業内容が大きく変更となる場合には、当審議委員会での審議も含めた適切な対応が必要であることは、これまでと同様に十分に認識しているところでございます。

道路課からの説明は以上でございます。

(武山委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の道路課からの説明に対して、更に質問等があれば受けたいと思いますが、藤田委員、お願いします。

(藤田委員)

はじめの方の道路のオオタカ、フクロウがいるやつですね。これでいいんですが、この道路、5番の元の資料を読みますと、緑色のファイルの方なんですが。その環境影響への配慮のところを読むと、「切り土または盛土により植生等を改変する場合は、張り芝等による緑化を行い、代替措置を講じている低騒音、低振動仕様の重機を使用している。産業廃棄物はうんぬん、地下埋設物の調査を実施し、ライフラインの破損等防止を配慮している」としか書いてないので、これからの話として、できたらここに書いてあるように、猛禽類対応として、フェンスを設置するとか何とかというのは、きちんとこの欄に事前に書いていただきたいと思えます。これはこれで結構でございます。

以上です。

(武山委員長)

他にございますか。よろしいですか。

それでは、続けて資料12の説明を河川砂防課の方からお願いいたします。

(河川砂防課)

河川砂防課でございます。よろしく申し上げます。

第2回審議会での質問2件について回答させていただきます。

1件目でございます。資料12の6ページ目になります。木立委員からのご質問で、都道府県別家屋1㎡当たりの評価額を平成19年と平成24年で比べると、その増加額が青森県の場合、東北の他県と比べても高くなっている点について、その理由を説明して欲しい

い、というものでございます。

治水経済マニュアルでは、一般資産の被害額について、水害後、家屋や家財等を再調達する機会が多いことから、実際に人々が支出する被害額に近い再調達価格をもとに被害額を算定することを基本としています。

従って、家屋の評価額は、該当年に建築した建物を調査する建築動態統計調査に基づき算定されます。

家屋の評価額は、木造建物評価額と非木造建物評価額を各都道府県の木造建物総延べ床面積と非木造建物総延べ床面積の構成比で加重平均したものとなっています。

また、平成24年の評価額は、いわゆる推算値というものでございまして、平成23年の建築費の全国値、名目の対前年伸び率を平成23年の評価額に乗じて算出していますことから、元となる平成23年の評価額で比較してみました。

6ページ一番下に書かれているのが、木造建物の1㎡当たりの評価額の比較表になります。木造建物だけ見ますと、青森県の場合も他県と殆ど変わらないという状況になっております。

7ページの上の表、これが非木造建物の1㎡当たりの評価額となっております。これを見ると、非木造建物では、他県との乖離が非常に大きいという状況になっております。真ん中の円グラフのところを見ていただきたいのですが、本県の平成23年の非木造建物の建築費の内訳を見ると、電気・ガス・熱供給・水道業務用建築物、この割合が43%と大きな割合を占めております。

また、その下の棒グラフの方になりますが、単価においても東北平均値で1㎡当たり13万8500円であるのに対し、本県では51万5200円というふうになっています。

このことから、平成23年における電気・ガス・熱供給・水道業務用建築物、この建築費の実績が本県の評価額を押し上げている要因になっているというふうに考えられます。

続きまして、2点目でございます。

阿波委員から、整理番号17番、19番、七戸川と平川について、費用対効果分析のところの維持費が17番の七戸川では減少しているが、19番の平川では増加していると。この変動の要因について教えていただきたいというものでございます。

費用対効果分析に掲げる維持費は、前年度までに投資した事業費総額の0.5%を年度ごとに計上するというので算定しております。

七戸川については、前回評価時に維持費の算定に用いる額を前年度までに投資した事業費総額ではなく、全体事業費を事業実施期間で割った年平均事業費を前年度までに積み上げた額として算定していたため、これを正しいやり方に訂正したことによって減額となっています。

具体的に言いますと、再評価調書を見ていただきたいのですが、17番の七戸川になります。1ページ目の事業費の欄ですが、平成23年度2億2000万円、平成24年度3億7000万円、平成25年度2億1700万円となっております。

本来は、この実績額をもとに維持費を算定すべきところを総事業費164億8000万円を現在の事業実施期間の昭和55年から平成38年までの47年間で割った、単年度当たり3億5000万円をベースに維持費を算定したというところで、これを実績額に訂正したことで減額になっているということでございます。

平川につきましては、今回も前年度までに投資した事業費総額をもとに算定しております。今回は評価基準年の見直しに伴う社会的割引率を用いた現在価値化の影響による増額となっております。

以上でございます。

(武山委員長)

ありがとうございました。

ただ今の河川砂防課からの2件について、追加の質問等、今日、木立委員は来ていないんですが、よろしいですかね。

松富委員。

(松富委員)

てんで理解できなかったんですが。木立委員の質問に関して、2ページ目ですかね。円グラフの下の方で、電気業等用建築物の単価は東北の平均では13万8000円ですか。そして、本県では51万5000円ですか。4倍も違うんですか。これはどういうふうに説明されるんですか。

ちょっと理由を聞かせてください。

(河川砂防課)

理由までは分かりません。

これは、先ほど説明しましたとおり、建築動態統計調査に基づいて、その数値を拾って評価額を算定しているということございまして、この電気・ガス・熱供給・水道業務用建築物の実績額がこうなっているということです。

(松富委員)

そうすると、やっぱりどう考えてもおかしくはないですか。

僕もよく分かりませんが、何か捉え方がちょっと。

(河川砂防課)

推測するに、これは、調べても分からないので推測するんですが、おそらく、電力系の何か大規模な建物、それがこの評価額に反映されているのかなというふうに推定はされません。

(松富委員)

そうしますと、難しい問題なんでしょうけども、ほんの限られたそういう建物を使うということ自体があまりよろしくないのではないのでしょうか。

(河川砂防課)

評価額の算定の仕方として、こういうやり方になっているということで。

例えば、これはたまたま23年の評価額がそうになっていると。要は実績値としてそうになっているということでございまして、仮に24年とか25年の値が、このまま高い水準でいくかということについては、調べてみないと分からないという状況になるかと思いません。

(松富委員)

多分、社会資本整備というか、そういう住宅みたいなものを考えますと、例えば、10年とか20年、50年というスパンで見ると、青森県であろうと宮城県であろうと、そんなに変わるはずはないわけですよ。そうすると、瞬間的なもので評価するということが、あまりよろしくないのではないのでしょうかということで、対応は難しいんでしょうけども、ただそういうふう感じて、委員として、こういう数値を見て「はい、信じなさい」と言われても、やっぱり一言言っておかないといけないかなと思って言わせていただきました。

(武山委員長)

はい。

(後藤委員)

すいません、今日は木立委員がお休みとのことですので、私からも今の推測でのお話について。今、ご回答もありましたが、この数値ですけれども、おそらく、明らかに電力関係の建物なのではないかと資料を拝見して思ったんですが。ただ、松富委員からご指摘があったように、一般的な資産の被害についてのB/Cを出す上での算定根拠になる資料ですので、一般の家屋でいくと、それほど他県との差というのはないですよ、この棒グラフが。いただいた資料の7ページ目のところで見ると、円グラフの方が23年度、単年度の内訳ということで、この電力関係が物凄く高くなっているんですが、24年、25年ではなくて、その前の年度に関してもデータは、今の時点で把握していらっしゃるのでしょうか。まず1点が、今回出してもらったデータの、例えば、直近5年とか、過去10年とかのデータを把握した上で算定していらっしゃるのかということと、一般的な資産である一般住宅にどの程度被害があった時に当該事業に実施によって、これだけの被害

を防げるということであれば、みなしで下の方の建物ごとに東北平均と青森の平均との差が出てきますので、場合によっては青森県の係数みたいなものを用いて算定するということも必要なのではないのかなというふうに資料を拝見して思ったんですが。

対応が可能であれば次年度以降というか、考えていただきたいと思います。

(河川砂防課)

評価額については、毎年出てきますので、例えば、今年度末であれば、平成24年度の実績値と平成25年度の推計値が出て参ります。B/Cの算定に用いる評価額については、その数値を用いるということになっていますので、単純に我々もそれを適用しているという状況です。

個別に、例えば、建物ごとに分けてやるというのは、実際の労力的に非常に大変で対応できない。考え方として、異常値なので、異常値というものをどこで判断するかということもあると思うんですが、異常値なので、例えば、木造の建物だけで評価していいのかということも、今の時点では言えないのかなと思います。

我々としては、マニュアルにあるとおり、毎年出てくる評価額を適用してやるというふうな形では考えております。

(武山委員長)

そういうカラクリがあるということで認識していただいたらいいのかなと思います。

また、今後のそういう案件で、この金額のところ、高いがゆえに非常に評価が高いとかがあれば、そのあたりは若干割り引いて、みたいな話にはなるかと思うんですが。

確かに、実際、これをどう直せばいいかというのは非常に難しいと思いますので、現状においては、この電気・ガス・熱供給・水道業用建築物の割合が高く、かつ青森県においては、非常にこれが平米当たりの単価が高い工事が行われている実態にあるんだということで認識しておいていただければと思います。よろしいですか。

それでは、他によろしいですか。

【詳細審議地区に係る委員会意見の決定】

(武山委員長)

他に質問等がなければ、詳細審議地区について、評価結果と県の対応方針案をまとめて委員会意見の審議をしていきたいと思います。

委員会意見についての私の案というものを記載した一覧表を作っていただきましたので、それに基づいて議論を進めていきたいと思います。

烏沢海岸を含めて、詳細審議にまわった事業がそこにある8地区ということになります。

それでは、1件ずつ見ていきたいと思います。

まず、5番の常海橋銀線、これは先ほど説明もありましたけども、貴重な猛禽類等がい

るということです。それと、あとは事業費全体の削減等があって、2年間ほど休止していたということで、進捗状況がBという形に評価されていますが、津軽横断道路の一部として、他工区と事業調整を図りながら進めているということです。

あとは、先ほど説明がありましたように、環境調査に基づいてルートを少し修正して、地元の合意形成が得られる環境下にあるということでした。

これについて、私の意見としては、そこに書いてあるとおり、県の対応方針案どおり継続ということにしたいと思いますが、コメント等、あるいは附帯意見等、何かあるとか、意見があればお受けしたいと思いますが。

(松富委員)

文言の問題ですけど、計画的な実施が「期待される」ではなく、「期待する」ですよ。我々の意見としては。

(武山委員長)

そうですね。

(松富委員)

「計画的な実施を期待する」ですかね。

(武山委員長)

ということで、よろしいでしょうかね。

意見書に付けるまでではないのかなと思いますけど、先ほどのところですね。環境に対するもの等があれば、再評価の調書、あれは具体的にはまだ再評価の調書を作った時にはまだ決まっていなかったという話だとは思いますが。

それでは、県の対応方針案どおり継続とすることにさせていただきます。

それでは続いて、八戸野辺地線駒沢ですね。これは、事業費がそこに赤字で書いてありますけども、やはり5割ほど増したということで、詳細審議にまわってきていたかと思えます。軟弱地盤の対策ということで、事業費が大幅に増加しています。米軍基地との境界確定の問題、軟弱地盤の見直しで、進捗状況も悪いということで、B評価となっています。

あと、今回も追加質問として出されていましたが、事前の段階でもう少し事業費の精度を上げられないかという話がありましたが、実際的には、今の事業制度でいうとなかなか難しい部分があるのかなという形のご回答だったかと思えます。

A3横長にありますけども、事業の進捗状況及び費用対効果分析の要因変化がB評価であるものの第1次緊急輸送道路における隘路区間を解消することの防災上の重要性「三沢市復興計画」の確実な実現を図る必要性等、ということで、これも県の対応方針案どおり継続としたいと思いますが、よろしいでしょうか。

よろしいですかね。

それでは、続いて9番、名久井岳公園線法光寺ですね。

これも上下分離できないかとか、いろいろ意見が出されていましたが、これも同じように公共事業費の削減によって2年間ほど事業が動いていなかったこと等もあり、事業の進捗状況がB評価となっています。

あとは、費用対効果の分析も前回よりも低減ということで、B評価、1ギリギリというところになっているかと思います。

ただこれは、観光エリア、あるいは津波がきて、その保全というところに重要性があるということで、そこに書いてあることを読み上げますが、事業の進捗状況及び費用対効果分析の要因変化がB評価であるものの、名久井岳県立自然公園や法光寺参道、松並木などの観光エリアへの主要アクセス道路であることや自然保護、松並木の重要性を考慮すると着実に事業を推進して通行機能の改善と自然保護を両立させていく必要がある。ということで、これも対応方針案どおり継続とさせていただいてよろしいでしょうか。

これは、前回、私の方でもコメントしていましたが、そこを通行止めとした段階から考えると、もう少しB/Cも出てくるのかというところがありますので、あとは観光便益のこととか、田村委員から出されていましたが、B/Cについては、今後とも、十分な説明ができるという観点も含めて、検討いただければと思います。

よろしいですかね。

それでは続いて11番の夏泊公園線久慈ノ浜ですね。

これも5年間ほど休止状態にあったということで、事業の進捗状況が悪く、あとはB/C、費用対効果分析が前回結果から見ると低減していますということですね。このあたりは、道路事業についていうと全体的に時間価値等の見直しですね、あるいは交通量の見直しということで低減してきているかと思います。

これは、そこにあるように、進捗、費用対効果分析の評価がBであるものの、夏泊半島唯一の物流ルートであり、第2次緊急輸送道路に位置付けられている重要性や道路規格の不連続性解消の緊急性があるということで、進捗率は低いものの、今後、計画的な実施が期待される。また、B/Cが減少しているものの事業の必要性が認められるということで、県の対応方針案どおり継続とさせていただいてよろしいでしょうか。

それでは、続いて17番、七戸川ですね。

これは、先ほど回答もありましたが、事業費がわりと大きな枠となっています。改修延長が長く、橋梁等大型構造物が先行して実施しているため、計画全体に対する進捗率は高くないですが、一応、評価としてはA評価と。

あとは、治水安全度が低く、度々浸水被害を受けている沿線住民の生命、財産を洪水被害から守る必要性があるということです。

ということで、進捗率は低いものの今後計画的な実施を期待するというので、県の対応方針案どおり継続とさせていただいてよろしいでしょうか。

続いて平川です。これも事業費が大きく、進捗率は高くないですけども、同様に沿線住民の生命、財産を守る必要があるということですね。同様に県の対応方針案どおり継続とさせていただきますよろしいでしょうか。

あとは、烏沢海岸については、またこの後でも議論させていただきますが、県の対応方針案どおり継続ということはお認めいただいたところかと思えます。

最後が岩木川処理区ですね。下水道の案件ですが、これも事業費が非常に大きな額で、従来、必要ということであまり詳細審議には回してこなかったところですが、今年初めてですかね、詳細審議とさせていただきます。

前回評価時と算定条件を変更したことにより、費用対効果分析の要因変化がB評価であるものの下水道は最低限の生活水準を住民に保証する欠くことのできない都市の基盤施設であり、地域住民からの整備促進に対する要望が非常に強いということですね。これは、この先もいろいろまた見直し等を行う必要が出てくることがあるかと思えますが、そのあたりを慎重に判断しながら進めていただければと思います。

これも県の対応方針案どおり継続させていただきますよろしいでしょうかね。

【烏沢海岸への附帯意見】

(武山委員長)

それでは、烏沢海岸について、附帯意見等が必要であれば、今日、議論したいということと、事前に意見等があれば書面で寄せておいて欲しいということで、資料13のとおり藤田委員、阿波委員の方から意見案が出されています。

これについて、それぞれご説明いただければと思いますが、藤田先生の方は、このとおりですか。

(藤田委員)

このとおりでよろしくお願いします。

(武山委員長)

この平成43年という明確な数字は前回出ていなかったと思いますが、前回の話だとこれぐらいまでは掛かりそうだということですかね。

あとは2番目が、全体事業について事業費の縛りや日程の縛りなどのフレームについて住民の方に情報を伝えるとともに、住民の方の希望・意見の聴取を行い、聞き入れることができることとできないことについての話し合いを行うこと。

3として、全体事業の中での優先順位について、住民との話し合いを行うことですね。

阿波先生の方からは、事業実施期間が長期にわたることから、事業計画や効果等を地域住民へ継続的に説明するとともに、十分な理解を得ることが望まれるということが、書面でも出されていましたが、その他、こういう附帯意見を付ける方がいいというふうな意

見があればお受けしたいと思いますが、何かございますかね。

山下委員、何かありますか。特にはないですか。

前回の現地の調査の時も少し話はしていたかと思いますが、阿波委員のところにある、効果だけではなく影響ですかね。砂がどう移動しているかなど。そのあたりの、効果というと、事業のプラス面みたいなことが主に含まれるかと思いますが、影響の方もいうのを付けた方がいいのかなということ、この文章だけだと、全般、どの事業についても言えるようなことかと思いますが、烏沢について、特定の附帯意見を付けるかどうかということ。あとは、どういうふうな附帯意見を付けるかということについて、ご意見いただきたいと思いますが。

(藤田委員)

何故、烏沢だけかということ、長すぎるからなんです。だから、そこをちょっと入れたらいいかなと思うんです。要は20年近く、まだ続くということ。

(武山委員長)

文言としては、相当長期に渡るんだよという話ですね、1点は。

あとは、効果というものを把握、あとは、進め方の中でも、波高のデータ等がまた変わってきた分があったかと思いますが、効果と影響ですかね。悪いとは書かない方がいいと思いますけど、効果及び環境等に及ぼす影響ですかね。評価して、それを継続的に住民になるべく正しい情報といえますか、正確な情報、事業内容を含めて、というようなあたりですかね。

あとは、それは2番目、藤田委員の2番目も取り入れるような形ですかね。住民に十分説明してというようなことは含めたいと思います。

ただ、3番の優先順位というところがちょっと難しいのかなと、附帯意見として付けてしまうと、ということがあるかと思いますが、これはよろしいですかね。

事務局の方で、今の阿波委員の意見を中心にして、影響という言葉をちょっと入れて作文をいただければと思います。確定は次回でいいですね。

ということで、烏沢海岸に特定して、相当長期にわたりそうだということもありますので、附帯意見を付けていきたいと思いますが。

ほかにコメント等ありますか。

(河川砂防課)

委員長、発言してもよろしいでしょうか。

(武山委員長)

はい、何かあれば。

(河川砂防課)

この附帯意見の個々について、河川砂防課としての考え方といたしますか、それをご説明したいのですが、よろしいでしょうか。

(武山委員長)

はい、お願いします。

(河川砂防課)

まず、藤田委員の1点目ですが、工期の延長について、前回の現地調査の際に発言しましたけども、現在の終了予定年度が平成30年度までであるということで、これからまだあと5年間ぐらいあると。それと、また、現地で説明しましたとおり、基地港、積出港を大畑漁港から関根漁港に変更しているという事情もございまして、これによって運搬費が半減するというような状況も出てきております。

事業費とか事業の進捗に変更を与える要素がございますので、これらを今後5年間の状況を把握して、その上で次回の再評価時に終了予定年度を変更するというにしたいというふうに考えております。

あと、地元への情報の提供についてですが、これについては、むつ市さんと関根浜漁協さんに対しては、これまでも毎年情報提供、説明をしているという状況がございます。

今後は、第3回審議会で集まっていたいただいた浜関根、川代、烏沢の3町内会長さん達にも同様の説明を行って参りたいというふうに考えております。

住民の方には、説明した資料を回覧していただくというふうなお願いをこれからしていきたいと考えております。

あと2点目についてですが、2点目についても、情報提供については、1点目と同様なやり方で進めて参りたいと考えております。

また、現地における要望とか意見、これについては、現在もそうですが、日常的にあるものですので、それについては、今までも随時対応しておりますし、今後も同様な対応をとっていきたいと考えております。

それから、3点目ですが、これについては、烏沢の再評価調書の方をご覧いただきたいと思いますが、23番の調書の後ろに位置図と平面図、それから横断図が付いております。この計画平面図の中に から まで、いわゆる施工順序ということで番号を振らせていただいております。

現在、7号リーフが完成しております、 番です。今、6号リーフ、 番のところを施工中です。これが終わると 番、10号リーフのところに移るというふうになっております。これについては、背後の地形とか資産の集積状況、それから越波の状況などを考慮して、県側で決定しています。これについては、県側のこの設定を地元の方々に理解してい

ただくというような方向で進めたいと考えております。

それから、阿波委員からの意見についても、藤田委員の1点目と同様に地元の方へ説明をし、地元の理解を得ながら進めたいというふうに考えております。

以上でございます。

(武山委員長)

ということですので、事務局の方と私の方で作文させていただいて、次回にかけさせていただきますしたいと思います。

(松富委員)

確認したいんですが、平成43年度まで延長すると言われましたけれども、近くに異型ブロックを造る基地ができて、コスト縮減ができると。そういう効果がありながら13年も延長するわけですね。そのあたりの理由はどのようなものですか。

(武山委員長)

43年とは言っていないですね。

(河川砂防課)

前は、今の状況ですと、1基造るのに2年ぐらい掛かるので、あと9基残っているの
で18年ぐらい掛かるのかということで、藤田委員の方が今、43年という数字を出されて
きていると思うんですが、河川砂防課としては、今後、5年間の状況を見て、事業費が
もう少し削減できるのではないかと、それに伴って事業の進捗も図られるのではないかと
いうことで、その状況を見て次回の再評価時に変更したいということでございます。

(松富委員)

そこは理解しているんですが、結局は、昔の幅25mを倍にしたがゆえにこれだけ時間
が掛かっていると。当初の計画は30年だったけども、今の1基造る時間を考えるとやっ
ぱり43年になるということなんですね。基地が近くになったとしてもということですね。
理解いたしました。

(武山委員長)

確実に延びそうだと思いますけども、計画変更としてはまだ出ていないということ
ですね。次回、5年後の再評価にも掛かるでしょうからという、その間を見ながらとい
うことですね。

他によろしいですかね。

全体を通じて、その他の事業に附帯意見とか、あるいは全体的な附帯意見を付けてはと

ということがあればお受けしたいと思います、よろしいですかね。特になければ、烏沢海岸に特定した附帯意見という形でお出しいただいたものを組み入れるよう私と事務局の方とで準備させていただきたいと思います。

【再評価に関する意見書の取りまとめ】

(武山委員長)

それでは、意見書としての取りまとめということになりますが、最初に見ていただきましたが、資料14の形で取りまとめさせていきたいと思います。

知事宛、手紙のところに委員の名前を全て掲載させていただきます。

1枚めくっていただいて表紙的なものが付いているという、「青森県公共事業再評価に関する意見」ということになります。委員会名称ですね。

1枚めくって目次が付いていて、委員会意見、2として名簿と審議経過というものを付けていくということになります。

1ページから2ページにかけて、今日、追加というか、昨年行って附帯意見を付けていたもの、今日説明いただいたもの2事業加えて27事業ということになっております。

委員会意見ということで確認をしていきますが、追加分を含んで27事業の県の対応方針ということでいうと、25事業が継続、今日、説明がありました26番、岩崎深浦線の深浦町が休止、1事業が休止ですね。あとは、27番、増田浅虫線を1.5車線に計画変更ということになっております。

残りは今日、ご審議いただいたとおり、対応方針案どおり継続ということにさせていただきたいと思います。

あとは、附帯意見の方については、3ページのところに先ほどの意見を取り入れる形で烏沢海岸の事業について附帯意見を付けていくということでまとめたいと思います。

4、5のところに、このような形で審議の経過を掲載させていただくことになるかと思えます。

次回の委員会で最終案を提示して、もしかするとそこでまた修文があるかもしれないですが、最終決定としたいと思いますので、よろしく願いいたします。

よろしいですかね。

それでは、まだ事後評価の方がありますが、ただ今から10分程度休憩ということにさせていただきます。

凡そ3時5分過ぎぐらいから再開したいと思います。

【休憩】

【平成25年度事後評価結果に係る審議】

(武山委員長)

それでは後半戦ということで、事後評価の関係の方に移っていきたいと思います。
昨年度選定した3事業がありましたけども、それについて担当課の方から事後評価の評価結果の説明をしてもらい、その後にその妥当性等について審議していきたいと思います。
その後、来年度の事後評価対象事業を選定したいと考えております。
質疑応答等については、事業ごとに行うということで進めていきたいと思います。
それではまず、林政課の方から説明をお願いいたします。

(林政課)

林政課の徳田と申します。座って説明させていただきます。

公共事業事後評価調書、整理番号25-1でございます。

事業概要から説明させていただきます。

事業種別は治山事業。

事業名は復旧治山事業。

箇所名は十和田市指久保地区。

事業主体、関連主体とも青森県でございます。

事業方法は国庫補助。財源負担区分は国50、県50%でございます。

事業の背景・必要性ですが、本地区は平成15年8月の豪雨により、山腹斜面が崩壊し、流下した土砂が後藤川に流出いたしました。崩壊斜面を放置しておくとは拡大崩壊の危険性もあり、更に後藤川に土砂が再流出する恐れがあることから、渓流に堆積した土砂の流出を防ぐため治山ダムを設置し、また発生源であります崩壊地について山腹工を施工して被害を未然に防止したものでございます。

主な事業内容は、治山ダム工の嵩上げ工が1個、治山ダム工の新設が2個、山腹工が0.27haでございます。

想定した事業効果につきましては、金銭価値化が可能な効果といたしましては、山地保全効果でございます。土砂流出による被害から公共施設等を保全する効果ということでございます。

事業の実施経過ですが、事業着手、工事着手とも平成18年度、事業完了は平成20年度でございます。

公共事業評価の実施時期といたしましては、平成17年に事前評価し、当初の事業期間は平成18年から平成20年、総事業費は7千万円でございます。

平成19年度に第1回の計画変更を行い、総事業費を1億2200万円に増しております。

そして事業評価時、平成25年の最終実績といたしましては、事業期間は同様ですが、総事業費は1億3100万円ということでございます。

特記事項は、第1回の変更内容ですが、事前評価時点で山腹工0.1haで計画しておりましたが、実施年度に行った調査測量委託の結果、対策を要する区域の拡大、これが

0.1から0.27ha増になりました。それから工法の見直し、厚層基材吹付が簡易吹付法砕工という形で工法の変更も行いまして、事業費の増額変更を行ったところでございます。

全体の平面図等は下の方にございます。

次のページをご覧ください。

事業完了後の状況ですが、社会経済情勢等の変化でございますが、近年の異常気象による局地的な豪雨、地震等により全国各地で毎年人的被害を伴う山地災害が発生しており、山地災害防止に対する社会の要請は益々高まっております。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化ですが、総事業費が増加した要因は、実施年度に行いました調査測量委託の結果、対象区域の拡大、工法変更による工事費の増加によるものでございます。

便益算定の基礎となる公共施設等、そのものに変更はございませんが、評価基準年の見直しにより増となっております。

事業効果の発現状況ですが、これにつきましては、滝沢地区の後藤川に接している全世帯142人にアンケートをとりまして、110人からの回収されたアンケート等を用いております。

金銭価値化が可能な効果ですけれども、農作物、公共施設等への直接被害防止でございます。治山事業の施工により農作物、かんがい施設、林道が保全されております。

工事の必要性に関するアンケート結果では、64%の人が「必要」または「おおむね必要」と回答しております。

工事の達成度に関するアンケート結果では、52%の方が「達成された」または「おおむね達成された」と回答しております。

その他の効果として、防災意識向上効果でございますが、地域全体での防災効果に関するアンケート結果では、51%の方が「効果があった」と回答しております。

その他効果に関するアンケート結果では、23%の人が「効果があった」となっており、「効果はなかった」という5%を上回っております。

事業により整備された施設の管理状況ですが、事業が完了後5年経過しておりますが、現在まで災害や施設の損傷もなく斜面は安定しております。

管理状況に関するアンケート結果では「管理が適切」または「おおむね適切」との回答54%に対し、「どちらともいえない」が46%ということで多くなっております。

事業実施による環境の変化でございます。環境影響への配慮の効果発現状況ですが、環境景観に配慮して急勾配箇所についても勾配緩和網を使用し、法枠内を全面緑化いたしました。

その他の環境の変化ですが、環境変化に関するアンケートでございます。山腹工の格子枠の着色については、「着色しなくてもよい」が51%と「着色した方がよい」の5%を上回る結果となっております。

それから山腹工を施工したことにより、河川の水質が変化したかとの問いについて、「良くなった」または「やや良くなった」が34%と回答しており、「悪くなった」「やや悪くなった」の回答はございませんでした。

治山ダム工事に伴う周りの自然への影響についてでございますが、「自然はきちんと保護されている」が41%、「影響は受けたが復旧されている」が59%と、工事施工に伴い一時的な影響は受けたが戻っているというふうな回答をいただいております。

治山ダムの設置に伴い、河川の水質はどう変化したか、についてでございますが、「良くなった」または「やや良くなった」が36%の回答をいただいております。

まとめでございますが、改善措置の必要性について、工事の改善点に関するアンケート結果では、「施設までの道路を残して欲しい」との要望がございましたが、原形復旧が原則であることから、仮設道路は工事完了後撤去したものでございます。今後は、事業説明会の際に事業趣旨や制度を更に十分に説明していく必要があると思われまます。

再度の事後評価の必要性でございますが、事業効果の発現状況にあるとおり、全体として事業目的は達成されているものと判断し、再度の事後評価は必要ないものと考えております。

今後に向けた留意点ですが、同種事業の計画・調査のあり方として、事前評価時の計画と実績に大幅な乖離があったことから、同種事業の調査においては、入念な調査を行う必要があると思われまます。

また、アンケートの治山事業に関するその他意見で、「まだ治山工事を行う沢などがあると思う」との意見もあり、上北地域農林水産部、十和田市などと情報共有を図り、対策が必要な箇所については実施に向けて検討していきたいと思っております。

事業評価手法の見直しですが、アンケートの実施に当たっては、分かりやすく図、写真などを対応することによって、「どちらともいえない」というような回答が少なくなるかと思われまますので、工夫が必要と考えております。

同種事業の内容・手法等のあり方については、防災関係など、同種事業において整備した施設の効果が持続するよう、施設点検の充実に努める必要があると考えております。

次は、今の事業効果の発現状況等に用いましたアンケートを含めまして、アンケート全体の結果が1ページから4ページまで付けております。

それから5ページは、事後評価箇所の状況写真でございまして、山腹崩壊したものが復旧して、現在、緑化されているというような状況になっております。

6ページ目は、費用対効果分析資料ということで付けております。

費用対効果の算定根拠といたしましては、考え方算定手法は、林野公共事業における事前評価マニュアルを参照いたしました。

算定の前提条件ですが、評価基準年度は平成25年度、評価期間は50年プラス事業実施期間の3年を入れまして53年、費用及び便益の現在価値ですが、投資額、耐用年数期間内に発生する年間便益を現在価値化して用いております。

総費用（C）の算定でございますが、現在価値に換算しまして1億6600万円、総便益（B）でございますが、災害防止便益、現在価値に換算して2億2000万円でございます。

費用対効果分析の結果はB / Cで1.33でございます。

以上でございます。

（武山委員長）

ありがとうございました。

それでは、今の説明に対して、質問等があればお受けしたいと思います。

松富委員。

（松富委員）

調書の3ページ、水質の件ですが、アンケートによりますと、水質は悪くなったというふうになっておりますが、県としては、このあたり、定量的に把握しておられますでしょうか、という質問です。

（林政課）

定量的な把握はしておりません。

（松富委員）

としますと、このアンケートの結果に関しましては、県としては定性的で結構ですけども、悪くなったというのはお認めというか、そういうふうに理解しておられるのでしょうか。

（林政課）

河川の水質については、13%の方が悪くなったと言われておりますが、実際には、土砂の流出を止めておりますし、発生源を緑化しておりますので、実質的に悪くはなっていないと、県では判断しております。

（松富委員）

そうですか。分かりました。

（武山委員長）

その他、ございますでしょうか。

（長利委員）

事後評価アンケート結果の別紙の方ですね。問4の認知度というところが工事が行われたことも場所も知らないという回答が45%と半分近い。実際に災害が起きて県の工事を実施するときに、事前のアンケートで必要性を地区住民へアピールできる良いチャンスと言っておかしいんですが、実際に直接便益を受けるであろう地区の半分近くが工事中何も知らないというのは、事前にやるアンケートもさることながら、工事期間中もPRというか、そういうものも必要なのではないかなと思います。事前、事後だけではなくて、工事期間中のアピールというのもあって良いのかなと思うんですが、その辺はいかがなものでしょうか。

(林政課)

確かに、住民の皆さまへのアピールが低いということは、そのとおりだと思っております。

実際には、集落がある地点より大分上流の方になるところなものですから、直接見えなかったというようなこともあると思いますけども、やっぱり事前における地域との話し合い、それから事業実施中のPR、そういうものが不足していたというのは反省点であると思われま。

(武山委員長)

他にございますかね。

藤田委員。

(藤田委員)

写真についてお伺いしたいんですが。

これの法枠工は、右側の真ん中の写真は、茶色に着色されているのでしょうか。

(林政課)

この法枠については、着色はしておりません。基本的には、モルタルを吹き付けたような状態の色になっております。

この枠の中に厚層基材を吹く際に、ついぞと言っはなんですが、枠の方にもそれが被るものですから、茶色く見えておりますけども、基本的には着色等はいたしておりません。

(藤田委員)

分かりました。

(武山委員長)

他にございませんか。

(松富委員)

すいません。

先ほどの私の質問ですが、私の勘違いでした。先ほどの質問、取下げさせていただきます。

と言いますのは、この3ページを見ますと、グリーンが私、悪くなったというふうに見えたんですが、この凡例を見ますと、どちらとも言えないということですね。私の間違いでした。

(林政課)

私も勘違いしまして、13%、悪くなったと、一瞬、今、読み違えてしまったもので、申し訳ございません。

(松富委員)

申し訳ございませんでした。

(武山委員長)

私の方から。

事後評価に回った1つの大きな理由というのが事業費ですが、その部分で工種、工法の見直し、厚層基材吹き付けから簡易吹付法砕工、これは法砕工の方がかなり高いということですか、単価的には、そのあたりのところがちょっとここでは分からない感じがします。

(林政課)

通常の厚層基材吹付工に比べますと、法砕を吹き付けてから更に砕内を緑化します、最終的に使った工法の方が高くなっております。

すいません、単価については、今日ちょっと持ってきていなかったので正確なお答えができないんですが。

(武山委員長)

あとはこれ、法砕付けなければいけないというのは、どういうところなんですか、崩れやすいとか、そういうことからの判断ですか。

(林政課)

勾配、それからいわゆる土質といいますか、この場合、かなりシラスというような火山灰が固結したようなところですけども、その辺の土質といいますか、岩質といいますか、そういう勾配とそういうところとか、結果、砕を設けないと緑化が十分できないというふ

うに調査において判断されたということでございます。

(武山委員長)

今後に向けた留意点で入念な調査を行う必要というのが書いてありますが、これは入念に調査していけば事業費のこういう変更というのは避けられたという判断ですか。そのあたりは。

(林政課)

若干、どうしても現場の担当者の知見とかによって、最初、判断いたしますし、実は林業関係の公共事業につきましては、新規の持ち込みというのが8月頃に市町村の方から要望とか出されて、それを翌年の2月あたりに国のヒアリングといいますか、それに持ち込むような形になります。

ですので、実を言うと事前評価の時点では、まだあまり現場調査とか練れていない状態であげたということも原因しているかと思いますが、あとは正直、現場技術者の知見によるものの差もある程度あると思います。

ですから、それらを乖離が少なくなるように努めていきたいと考えております。

(武山委員長)

あと、計画変更時点ではB / Cの算定はやっていなかったということですか。

(林政課)

はい。

(武山委員長)

そのあたりはどうなんですかね。これだけ事業費が変わると、B / Cが1を切ってしまう。そこまではいっていないわけですが、大幅に変更した時にそのチェックがあったのか。

(林政課)

正規に出してはいないんですが、試算とかはしていたと聞いています。

(武山委員長)

それは、1を切りそうだとすると、また事業自体を見直すという話になってくるんですか、その段階で。

(林政課)

そうですね。その場合、場合によっては、工事区域というか、事業区域の見直しをしな

がら、1を切るわけにはいかないの、調整をかけたり、別事業との調整を考えたりということになるかと思ひます。

(武山委員長)

その他。

(山下委員)

この山腹工については問題ないですが、他に2つあります。

アンケートをとった場合に、今、長利委員がおっしゃったように、固定項目質問だと「有効な質問でない」と見えてしまうんです。だから、工事中に、まさにこの工事の意味ですね。よくやるパターンは、地域住民の縦覧みたいな形の中で工事の案内だとか、そういうことをやると理解度が大きくなる。その時にアンケートをやるというのはいいと思ひます。これはコメントです。

一番大きいのは、配付された一番始めの表の調書のところなんです、ここの平成15年に起こった山腹崩壊の部分。ここから見ると、ここのスポットだけではなくて、上側の方に例えば平成19、平成18で治山ダムを造っていますね。ここの治山ダム、もしくは上の方の防災ダム、ここの効果が発現した上で、例えば、ここのスポットのところの山腹がおかしくなったんですか。

つまり、上の方で砂防的なところをやったんだけど、そこで止まりきらない水が下側に悪さをして、こういうような現象を起こしたのか。そうではなくて、あまりにも集中的に降ったんで、ここの山腹のエリアだけが投下水の中で崩壊したのか。どちらでしょうか。

(林政課)

沢全体で考えますと、発生源として山腹工を施工した斜面の崩壊がござひます。その崩壊した土砂が流下して行って沢の中に落ちていきまして、それが押し出されたものと渓流の中に堆積したものとに分かれます。

(山下委員)

上流側の方の流下量が止め切れなかったわけではないですね。

(林政課)

水を止めるという前提はござひませんのであくまでも土砂だけでござひますので。

(山下委員)

浸透水も含めてご検討されたということのようですが、その山腹工が崩壊したことによって、山体が崩れたという説明なんですか。

(林政課)

山腹斜面が崩壊したことによって、そこに、斜面にあった土砂が沢の中に流れ込みます。それが、増水した水と一緒に後藤川の方に土砂を流していくという形でございます。

流れてしまったものもあれば、溪流の中に溜まっている状態の土砂もあったということでございます。

発生源として、山腹斜面につきましては、山腹工で緑化することによって復旧をする。それから、溪流の中に堆積した土砂につきましては、治山ダムによってそれを固定すると、そういう考え方で実施いたしております。

(山下委員)

ダム出しですけども、上側の方にある3つのダムというか、砂防ダムは十分機能したというふうに考えていいんですね。

(林政課)

はい。

これについては、その溪流の中に堆積している土砂を固定するためにこの3基のダムをやっていますので。

(山下委員)

ありがとうございます。

(武山委員長)

他にございますか。

田村委員、お願いします。

(田村委員)

やはり分からないという回答があまりに多いアンケートというのは、アンケートになっていないのではないかなということ、工事中に地元の住民の方達に知ってもらおうということも重要ですけども、アンケートの質問の仕方工夫がいるのではないかなと。

例えば、管理状況を尋ねている部分でも、どのような管理をしているか分からないというのは、本当に当然な答えであって、こういう管理をしていますと。これについて適切だと思いますか、というような少し状況を説明した上で尋ねるなりしていかないと、折角アンケートをしても結局何も分からなかったことになってしまうので、これは他の事業のアンケートにも共通するかと思いますが、これだけ労力を掛けてアンケートをするので、その辺、ちょっと工夫が必要ではないかなと思います。

(林政課)

ご意見のとおり、アンケートの仕方とかについては、やはりまだ課題が多いと思っています。

これからは工夫してより具体的な回答を得られるような質問というような形を考えていきたいと思いますので、ご指導いただきたいと思います。

(武山委員長)

他によろしいですかね。

あとからまた、戻っていただいても構わないと思います。

特に、現段階でなければ、次、2 番目ですね。漁港漁場整備課の方からご説明をお願いいたします。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課の熊沢と申します。座って説明させていただきます。

整理番号 2 5 - 2 を説明いたします。

事業概要の方から説明いたします。

事業種別は水産基盤整備事業。

事業名は地域水産物供給基盤整備事業です。

箇所は野辺地地区です。

事業の背景・必要性についてですが、本地区は、係船岸や用地の不足により陸揚げ作業など効率が悪い状況にあったほか、狭隘な集落道や私有地を通過しなければ、主要な道路に至らないため、渋滞や事故が発生し、漁獲物の輸送に支障を来たしていました。

この事業は、このような状況を改善し、漁業活動の効率化と安全性の向上を図るため、係留施設、用地及び道路を整備し、また水産物の安定供給と水産業の維持・振興を図るため、漁場を一体的に整備したものです。

主な事業内容は、漁港の整備として、- 2 m 物揚げ場 9 5 m、道路 9 9 8 m、用地が 1 0 , 8 5 3 m² など。漁場の整備、こちらの方は増殖場 1 3 ha です。

想定した効果ですが、こちらの方は、水産物生産コストの削減効果や漁獲可能資源の維持・培養効果などです。

事業の実施期間は、平成 1 3 年から平成 2 0 年度。

実績事業費は、9 億 7 2 0 0 万円です。

この間、平成 1 8 年度に臨港道路を追加する計画変更を行っておりまして、同じ年に再評価を行っております。

特記事項にありますように、対策方針は継続、附帯意見はありませんでした。

次のページをご覧ください。

事業完了の状況ですが、社会経済情勢等の変化については、本事業で整備した用地に平成17年から18年にかけて、「常夜燈公園」が整備され、地域の方々に利用されているほか、平成19年度から毎週土曜日に朝市が開催されており、多くの買い物客で賑わいをみせています。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化については、漁場施設の分析の算定基礎となった直近5か年のナマコの産地市場平均価格が、平成18年再評価時に比べ、約3倍となっており、ページ下の参考、費用便益比にありますように、費用便益比率が再評価時の2.08から今回の2.66と増加しています。

事業効果の発現状況については、水産物生産コストの削減について、物揚げ場の不足により、陸揚げ出荷作業等に時間を要していましたが、事業実施後は、これらの時間ロスが解消されています。

野辺地町漁業協同組合の組合員127名にアンケートをとっておりまして、その結果でいきますと、達成度に関するアンケート結果では、陸揚げ出荷作業の効率化について、「達成(おおむね達成)された」と回答した人の割合は約78%となっており、「達成(あまり達成)されていない」の約5%を大きく上回っています。

漁業就業者の労働環境改善効果について用地不足などにより養殖資材の運搬等に時間を要していましたが、事業実施後は、これらの養殖作業が効率的になっています。

達成度に関するアンケート結果では、養殖作業の効率化について「達成(おおむね達成)された」と回答した人の割合は約71%となっており、「達成(あまり達成)されていない」の約5%を大きく上回っています。

生活環境の改善効果については、臨港道路が未整備であったため、交通渋滞が発生するなど、市街地から漁港へのアクセス等に時間を要していましたが、事業実施後は、渋滞が解消されています。

達成度に関するアンケート結果では、安全性向上、効率化について「達成(おおむね達成)された」と回答した人の割合は約67%となっており、「達成(あまり達成)されていない」の約11%を大きく上回っています。

漁獲可能資源の維持・培養効果については、増殖場の整備により、近年のナマコの年間漁業生産量が増加しており、漁獲可能資源の増大につながっています。

達成度に関するアンケート結果では、漁獲資源の増加について「達成(おおむね達成)された」と回答した人の割合は約57%となっており、「達成(あまり達成)されていない」の約13%を大きく上回っています。

事業により整備された施設の管理状況については、漁港管理者である県が維持管理を行っており、清掃・見回り等の日常管理については、漁協に協力を依頼しています。

管理状況に関するアンケート結果では、「適切(おおむね適切)」と回答した人の割合が約55%となっており、「適切(あまり適切)でない」の約5%を大きく上回っています。

事業実施による環境の変化については、環境影響への配慮は工事現場周辺の水産動植物

などへの影響を防止するため、浚渫及び埋立工事の際は事前に底質の分析試験を行ったほか、水中コンクリートによる護岸工事の際は、汚濁防止膜を設置して水質の汚濁防止に努めています。

その他の環境の変化は、先ほど申し上げた「常夜燈公園」の利用があります。

まとめですが、改善措置の必要性については、改善点に関するアンケート結果では、「改善点がある」と回答した人の割合が約36%となっており、施設別では、臨港道路が最も多くありました。

具体的な意見としては、スピードの出し過ぎなどに関するものであり、今後の対応を検討していく必要があると考えています。

再度の事後評価の必要性については、先ほどの改善措置については、今後、状況を確認し、適切に対応していく必要はありますが、事業効果の発現状況にあるとおり、全体的として事業目的はおおむね達成されており、再度の事後評価は必要ないものと考えています。

今後に向けた留意点については、同種事業の計画調査のあり方について。これは、今後の同種事業の計画策定に当たっては、漁業者、地域住民等が構成メンバーとなって設置されている、地区環境公共推進協議会などを通じて、漁港整備等に対するニーズを把握し、計画に反映させるとともに、事業目的や整備内容について引き続き周知していく必要があるものと考えています。

事業評価手法の見直しについては、アンケートの実施に当たっては、漁業の繁忙期を避けるなどの調査期間の設定に工夫が必要であると考えます。

同種事業の内容、手法等のあり方については、漁業の担い手となる後継者支援のため、漁業就業者の労働環境の向上を図り、漁業経営の安定につながる漁場及び漁港整備を行うとともに、高齢者や女性にも安全で使いやすい港づくりを行う必要があると考えます。

次の別紙ですが、こちらの方、事後評価のアンケート結果ですが、アンケートの対象は、野辺地漁港の主な利用者である野辺地町漁業協同組合の組合員127名とし、回収率は約60%となっています。

詳細については、時間の関係から省略させていただきますが、問8や問10、11は、先ほどの事業効果の発現状況で説明したとおりです。

次に別紙、9ページから11ページですが、こちらの方は、整備前と整備後の状況の写真です。

12ページが、今回の費用対効果分析の説明資料です。算定根拠は、水産基盤整備事業費用対効果分析のガイドライン、こちらの方は、水産庁の方で発行しているものですが、これに基づいたものです。

以上で説明を終わらせていただきます。

(武山委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の25-2の事業について質問、コメント等があればお受けしたいと思えます。

(山下委員)

私の仕事の本業なので、ちょっと5つ聞かせてください。

はじめのところからいきます。ここに3つにあるんですが、漁港区はどこですか。この取付道路まで全部含んでいる場所ですか。漁港区域は。

(漁港漁場整備課)

漁港区域は、左側の方でいきますと、ここは平面図の方の端にあるのが野辺地川になりますが、このすぐ脇から漁港区域が始まっております。

この右側の方、こちらの方、漁港の形の赤いところに用地の、着色してありますけども、もうちょっと先までになります。この先に十符ヶ浦という海水浴場があるんですが、その手前までになります。

(山下委員)

陸側の方は。

(漁港漁場整備課)

陸は、ちょっとこれで線が入ってはいるんですが、ちょっと見難いですかね。例えば、道路の、左側の方の道路でいきますと、道路の赤い線のところにさらに寸法線がありますが、その寸法線の横に黒い線、これらが漁港区域の線になっています。

(山下委員)

なるほど、分かりました。

(漁港漁場整備課)

ちょっと、この図面では分かりづらいかと思いますが、ほぼ漁港の背後50mぐらいですかね、そのぐらいまで、この道路まで入っていますね。

(山下委員)

分かりました、ありがとうございます。

そうすると、これはちょっと面白いというか、漁港漁場整備になったからいいんですけども、増殖場整備の着定基質工ですね。漁港整備と漁場整備を同時にやったということで、非常に効果的だと思いますが、この着定基質工というのは、何ですか。

(漁港漁場整備課)

これは、平面図の下の方に小さくありますが、野辺地は港湾の方で野辺地港の整備をしています、その離岸堤ですね。離岸堤で稚ナマコが発生するんですが、それが大きくなり次第、沖合いの漁場の方に移動する。その手前で離岸堤につなげる形で投石をしています。投石が稚ナマコの増殖場になって、それが成長すれば沖で漁獲対象物になるという形になります。

(山下委員)

なるほど。離岸堤に投石をして、そこで稚ナマコをある程度大きくして、沖出しにしていこうと。それで効果が出てくるという形ですね。

(漁港漁場整備課)

そうですね。

(山下委員)

この場合の漁業種の方に書いてありますが、潜水ではなくこれは桁曳きですよ。

(漁港漁場整備課)

はい、桁曳きですね。

(山下委員)

分かりました。

それから、この平面図の方の西側の方のはずれの方ですね。中央埠頭を新設したんですが、野積み場と荷揚げ場は分かるんですが、その横に、左側に書いてある「まるかん」と書いてある「管」というのは何ですか。

(漁港漁場整備課)

これは、事業としては漁港環境整備事業というものになります。先ほど、話で言いました「常夜燈公園」という形で、歴史的な価値のある「常夜燈」をこの公園に移設して、広場を作っていますので、そこで各種イベントが現在も行なわれているということです。

(山下委員)

集落排水は。

(漁港漁場整備課)

ここでは実施はしておりません。特に集落としての排水まで、ここの地区ではやってい

ないです。

(山下委員)

なるほど。

ハッチングが書いてあるが、ちょっと読めないですが、「関連」って書いてあるのかな。何か書いてありますよね、野積み場の下側の方に。

(漁港漁場整備課)

これは、町の、この埋立工事をやる時に、町が単独で埋め立てた部分になります。現在はさら地の状態ですが、将来的に何かを使うということで聞いていましたけども。

(山下委員)

町単独事業のものですね。

(漁港漁場整備課)

そうですね。

(山下委員)

分かりました。

それから次に分からないことが少しありまして、9ページですね。事業完了後の方の写真、下側の方ですが、これも西側の方に野辺地川の横に張り出した砂州みたいなものがある、そのところが埋め立てられていますね。今回の整備とは関係ないですが、これは何ですか。

(漁港漁場整備課)

これは自然にできた砂州のものですね。浅瀬といいますか干潟の状態ですね。

(山下委員)

何か運動公園みたいになっていますが。

(漁港漁場整備課)

川の更に左側の方ですかね。

(山下委員)

はい。

(漁港漁場整備課)

これは、野辺地港ですね。野辺地港の工業港としての用地になりますね。

(山下委員)

埋め立てたあそこですか。なるほど、分かりました。

最後ですが、12ページのB/Cのところですが、水産庁での多面的機能でこういうような物販だとか、物売りの効果が含まれているので、これはBの方に含めることはできないのですか。

(漁港漁場整備課)

そもそもの事業が、この事業によって出た効果というふうにはならないので入れていないんですけど。

(山下委員)

住居環境の内側の方に読み込むようなことはできないのですか。

(漁港漁場整備課)

今のところ、まだそういうあれではなっていないと思っていました。23年当時の効果のやつでいくと、今のこの事業によって派生したものを効果としてあげて。

(山下委員)

だから、ちょっとそこのところ、事後評価にはなっていますが、本来の上申した事業費目の内側で計算されていますけども、水産庁の考え方が少し変わってきたので、環境集落だとか、いろいろ今、やり始めていますね。そこのところがもしカウントできるなら、B/Cがかなり上がると思うんですよ。ちょっと、私もよく分からないので、水産庁の漁港整備部さんあたりに聞いておけばいいのかなと思います。

以上です。

(漁港漁場整備課)

分かりました。参考にさせていただきます。

(武山委員長)

阿波先生。

(阿波委員)

私もB/Cの件で1点、ご質問させていただきます。

調書の2ページ目の下でございますが、参考の表として、費用便益比が出ております。この事業評価時、25年の評価の便益費が2.66となっております。再評価時からかなり上がっているのが分かるかと思えます。これは、どのような項目がこの便益を押し上げた要因か、もし分析等をされておりましたら教えていただければと思います。

(漁港漁場整備課)

これは、主には、先ほど言ったナマコですね。こちらの方の増産が想定以上にあったということ、単価も更にこの評価時よりも上がったという、両方の効果によって便益の方が上がっております。

(阿波委員)

その他の「常夜燈」の公園ですかね。そういったものの整備に伴う地域の経済的な活性とか、そういったものは入ってこないんですか、その便益の中には、もう純粋にその施設整備の中で出てきた部分ということだけでしょうか。

(漁港漁場整備課)

そうですね。今のこの効果分析ではそうなっていますね。

(阿波委員)

なるほど。分かりました。ありがとうございます。

(松富委員)

簡単な質問でよろしいですか。

(武山委員長)

はい。

(松富委員)

この写真を見ていて、昼間だから漁に出て船が殆どいないんだと、そう想像しますけれど、要は、平成13年から工事が始まっています、今の漁協の組合数が先ほど127人とか言っておりましたが、増えているのか減っているのか横ばいなのか、そのあたりをご存知でしたら教えていただければと思います。

(漁港漁場整備課)

組合員数については、平成13年、今から12年ほど前でいくと156名おりました。今のこの評価時では127名となっておりますので、30名ほど減少しております。

ただ、平成20年が134名ですので、それからいくと7名ほどということで、組合員が減ったことは減ったんですが、ここ何年かは緩やかに減っているのかなという感じを受けています。

(武山委員長)

私の方からですが、アンケートの中で後継者がいるという人は20%ですかね。この5年ではそれほど減っていないということですけども、先の見通しとしてはどうなんですか。折角、お金を投じて漁港を整備しているので、それなりの効果を発現させるためには、後継者の問題は非常に大きいと思うんですが。

(漁港漁場整備課)

やっぱり確かに減ってはいるんですが、養殖に関わる漁業者というのは、他の漁業に比べるとやっぱり安定した収入があるということで、減少は他よりも緩やかというふうに感じております。

先ほどの私のまとめの方でも話したんですが、高齢者とか女性の方にも優しいということで、これからは、岸壁に屋根を掛けるとか、そういう対策も必要かなというふうには考えております。

(武山委員長)

あと、私の方からもう1点、改善点等で臨港道路のスピードのお話とか、幾つか出てきていましたが、交通事故等があったかどうかということ把握されていますか。

(漁港漁場整備課)

整備前には、事故が発生したと聞いておりました。スピードの出し過ぎでカーブを曲がれなかった車が事故を起こしたということでは聞いておりました。

整備後は、確かにスピードは上がっているんですが、特に事故にはなっていないと。ただ、利用者としてみれば、目の前を以前よりもスピードを出した車が通るので、危険を感じているというのが、このアンケートに出ているというふうに思っております。

(武山委員長)

それは、何らかの対策を検討したいということですか。

(漁港漁場整備課)

現状では、ここは警察の取り締まりもやっていますので、それらで抑制になってもらえばというふうな感じと、あと、スピード制限の標識とかも公道並みについている場所なので、あとは運転者の方への注意喚起をこれからもやっていく必要があるのかなということ

ですね。

(武山委員長)

ありがとうございました。

他に、後藤委員。

(後藤委員)

まず、事後評価アンケート結果について2点ほど確認をさせてください。

別紙でいただいたアンケート結果の一番最初の図の上のところですが、本アンケートが漁協の組合員だけではなく、本アンケート前に地域住民を対象としたプレアンケートを実施していて、その回答が公共事業全般とか、対象事業全般に関する意見に反映されているとありました。8ページの問14及び問15、ここに挙がっている一般住民の意見の方が、漁業者の意見より多くなっていますので、内訳と申しますか、どの程度の方を対象にプレアンケートをされたのか。それと、他にもし設問があって、何か事業に関連するような意見があったのであればお聞かせいただきたい。

それと、調書の一番最後のまとめのところにも今後に向けた留意点というのがありますが、同種事業の計画、調査のあり方に関して、やはり地元の漁業者だけではなく、地域住民のニーズも把握するというところで、両者が構成メンバーとなっている地区環境公共推進協議会といったところを通じてニーズを把握すると書かれています。県内でこういった協議会がどの程度、現在のところ実際にあるのか。これから、同種の事業を考えていく上で、直接の事業の効果、漁港整備というだけではなくて、先ほどのB/Cにも絡む様々な直売所だったりということに対する意見等を把握するうえでも参考になるかと思いますので、その辺の実情についてお聞かせください。

(武山委員長)

お願いします。

(漁港漁場整備課)

それでは1点目のプレアンケートですが、こちらの方は、漁業者は127名に対してやったんですが、地域住民は800名ほどにアンケートを出しています。そちらの方、回収が271名の方から回答いただいております。回収率としては33%ほどですね。プレの割合としては、全体で900名ちょっとに対してやっていますので、地域住民が約9割、漁業者に対しては1割ほどの割合でやっております。

先ほど、委員の方からありましたように、この問14、15に一般住民の意見、これらが出てきております。一般住民の方ですので、直接、漁業活動をやっているわけではございませんので、やっぱりアンケートの回答としては、地元の魚介類を買う場所として道の

駅のようなところが欲しいですか、H A C C P、野辺地のホタテはH A C C P 認定を受けていますが、それらをもっとP Rすべきという意見。

それから、下の問15でいきますと、ハード面も大事ですが、後継者が育つような活気ある漁業になって欲しいというものや、建設後の維持管理費要が掛かることになるので、後世に負担を残さないようにして欲しいという、そういう意見をいただいたところです。

それから、先ほどの2つ目、まとめのところの関係ですが、こちらの方、農林水産部としての取り組みをしていますので、農村整備課の方から説明します。

(農村整備課)

農村整備課長の影山です。

地区環境公共推進協議会と申しますのは、農林水産公共事業を進めるに当たっては、農林水産業の公共事業を進めることが、地域の環境を守ることにつながるという考え方で、最近、着手している公共事業については、できるだけ、この地区環境公共推進協議会を開催いたしまして、地域住民の方とか、あるいは有識者の方とか、そういった方の意見をお聴きしております。

これは、最近始まった新しい取り組みでございまして、平成24年度までに着手した地区でございまして、約半分ぐらいの地区でこういった地区環境公共推進協議会の取り組みを始めているところであります。

以上です。

(武山委員長)

具体的に何件というか、何回というか。

(農村整備課)

すいません。ちょっと具体的な地区は、申し訳ございません、今、持っておりませんが、約半分、5割を少し切るぐらいだったと思いますが、段々取り組む地区が増えてきてはいますけども、大体そのぐらいの状況になっております。

(武山委員長)

その他、ございますか。

よろしいですか。

他になれば、次に移りたいと思います。

河川砂防課の方から、調書の25 - 3について説明をお願いいたします。

(河川砂防課)

河川砂防課でございます。

整理番号H25-3、奥内川、青森市の奥内川河川改進黨業でございます。

事業主体、管理主体とも青森県。

事業方法は県単独事業で、財源といたしましては県が100%出しているという状況です。

事業の背景と必要性でございますが、奥内川は集中豪雨等により度々氾濫が発生しております。このため、人家が連担している河口からJR線まで、260m区間でございますが、この区間において掘削・築堤により流下能力を増大する河川改進黨工を行っております。

主な事業内容といたしましては、築堤工、護岸工、これが両岸ですが520m。掘削工260mとなっております。

想定した事業効果といたしましては、洪水氾濫による家屋等の被害防止効果を掲げております。

事業の実施経過といたしましては、事業着手が昭和60年度、事業完了が平成20年度となっております。

最終的な事業、総事業費といたしましては、5億8700万円という状況です。

特記事項といたしまして、平成19年度に再評価を実施しております。結果としては、対応方針が継続、附帯意見なしという状況でございます。

ページをめくっていただきまして、社会経済情勢等の変化でございます。近年の異常気象により、全国各地で局地的豪雨等による浸水被害が発生しており、これら河川の災害対策及び治水安全度の向上が急務となっております。

また、近年の河川環境に配慮した河川整備に対する関心の高まりに対し、自然環境に配慮した河川整備が求められているという状況でございます。

費用対効果分析の算定基礎となった要因の変化といたしましては、総事業費が若干増えているんですが、これは工事の精査による結果でございます。中身といたしましては、建設資材等の単価増によるものでございます。

再評価時と比較した総費用、総便益の増は、評価基準年の見直しによる増でございます。

事業効果の発現状況でございますが、金銭価値化が可能な効果といたしまして、洪水氾濫による被害防止効果として、事業期間内の被害軽減額を25億7700万円と算定しております。

それから、ここからアンケートの結果になるんですが、1枚めくっていただきまして、事後評価のアンケート結果でございますが、アンケートの対象といたしまして、奥内川周辺の世帯ということで、想定される氾濫区域内の世帯、戸数に配布しております。

配布方法、回収方法は、委託業者による直接配布、直接回収でございます。対象となった97戸に対して、回収されたのが77戸、回収率は79.38%となっております。

調書の方に戻っていただきまして、アンケート結果でございますが、事業の必要度に関するアンケート結果では、80%の方が「必要」「おおむね必要」としております。

事業による安心度に関するアンケート結果では94%の方が「おおいに思う」「少しはよくなったと思う」と回答しております。

過去に被災した経験のある方が回答者の中に11名おりましたけども、10名は「必要」「おおむね必要」、1人の方が「必要ではない」というふうな回答をしている方もございました。

事業による安心度では、11人の方全てが「おおいに思う」「少しはよくなったと思う」という回答をしております。

それから、事業により整備された施設の管理状況についてでございます。定期的に河川巡視を実施し、河川状況を確認しており、事業完了から5年が経過しているが、現在までに災害や施設の損傷は生じておりません。

管理状況に関するアンケート結果では、53%の方が「適切」「おおむね適切」としているが11%の方が「あまり適切でない」「適切でない」と回答しております。意見としては、「草刈りをして欲しい」「浚渫等をして欲しい」などの回答がございました。

この点について、ちょっと補足させていただきますけども、アンケート後に奥内の町内会長さんがこのエリアの外にいたものですので、町内会長さんから紹介させていただいた方に聞き取り調査をしております。草刈りについてでございますが、町内会では、草刈りについて、奥内の町内会として7月の中旬に一齐に行っていると。高齢者や一人世帯を除き、町内会全体で対応しているということでございました。

それから浚渫についてでございますが、本年は、先般の台風18号も含めて、4回の豪雨が発生しております。8月9日、8月18日から20日にかけて、それから8月31日から9月1日にかけて、それから先般の台風18号でございます。聞き取りしましたけども、全く心配はなかったという状況でございます。我々の方も外水氾濫はなかったというふうに確認しております。

続きまして、事業実施による環境の変化でございます。

環境への配慮についてですが、護岸については、修景に配慮し擬石ブロックを使用して、また護岸の上部には緩勾配で植生を付けるということで、周辺の住宅地の景観に配慮しております。

景観の変化に関するアンケート結果では、86%の方が「良くなった」「やや良くなった」としており、意見として「綺麗になった」「土手に雑草がなくなった」などの回答がありません。

一方では、「前の方が良かった」と回答される方もおりました。

その他の環境の変化でございますが、自然環境の変化に関するアンケート結果では、51%の方が「良くなった」「やや良くなった」、20%の方が「やや悪くなった」「悪くなった」と回答しています。

意見としては、「魚がいない、こない」などの回答がありました。

それから、水質の変化に関するアンケートでは、61%の方が「どちらともいえない」「分

からない」24%の方が「良くなった」「やや良くなった」15%の方が「やや悪くなった」「悪くなった」としており、意見としては、「ホタルが出なくなった」とか「魚の姿が少なくなった」というものがございました。

親水の変化に関するアンケートでは、40%の方が「どちらともいえない」としており、25%の方が「良くなった」「やや良くなった」、35%の方が、「やや悪くなった」「悪くなった」と回答しております。

改善措置の必要性でございますが、工事等の改善点に関するアンケートでは、53%の方が「改善点はない」としているけども、11%の方が「改善点がある」と回答しております。意見としては、「転落防止策の柵が必要」「川に下りれるようにしてほしい」などの回答があった一方、「川はもういじらないでほしい」という回答もございました。

この点についても補足説明をさせていただきますと、ページをめくっていただきまして、別紙の5ページ、6ページに写真がございます。5ページの一番下の写真、それから6ページの一番上の写真でございますが、右岸側、下流に向かって右岸、左岸というふうになりますが、右岸側の管理用通路が護岸に接する部分でございますが、ここについては既に必要であるということで、転落防止柵を設置しております。

それから、川に下りれる場所ということですが、6ページ目の一番上の写真の転落防止柵が終わったあたりのところに、これは消火用に空けているところですけども、ここに階段を設けて河川に下りれるような状況にはなっております。

それから、調書に戻っていただきまして、管理状況に関して「浚渫してほしい」というのもございましたが、先ほど、補足説明させていただいたとおりでございます。

再度の事後評価の必要性についてですが、上記改善措置の必要性は管理上の課題であって、意見を確認し、適切に対応するものであることから、事業効果の発現状況にあるとおり、全体として事業目的は達成されていると判断して、再度の事後評価は必要ないものと考えております。

今後に向けた留意点ですが、今回の事業区間については、自然環境の変化とか水質とか親水の変化については、あまり与えた影響は少ないのではないかとこのように考えておりまして、ここに書かれて、次に書かれてあるのは、多自然川づくりの理念でございますが、この理念に則って適切に策定された河川改修の事業計画に則って、今後も事業を実施して参りたいと考えております。

以上でございます。

(武山委員長)

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事業に対して、説明に対して、質問、コメント等があればお受けしたいと思いますが。

松富委員。

(松富委員)

複数、聞きたいんですが。

治水安全度は幾らから幾らに上げたのかということと、環境の面ですが、この写真を見ていると、従来はあまり潮が上がらないのかなと思えるんですが、改修後は結構上流まで潮が上がっていると。そういう意味では、淡水的なもの、汽水だったんでしょうけども、結構変わったのかなというふうに思っております。

1番目の質問に関連するんですが、これはJRのところまでですよ。これが大体24年ぐらい掛かっていますから、多分、整備計画、この段階で1つ終えて、また新たに整備計画を立て直すということで上流域を考えているのではないかと思います。JRに対する対応はどのように考えておられるのか。それは言えないということなのか、ちょっと分かりませんが、その3つをお答えできるならばお願いいたします。

(武山委員長)

お願いします。

(河川砂防課)

1点目の治水安全度でございますが、従来、改修前については、2分の1程度かと思えます。現在の計画で10分の1に上がっております。

海の感潮区間の話でございますが、従来も、これはおそらく5ページの写真の一番上の写真については、多分、干潮時に撮られているのかなと思えます。川幅を広げて掘削したという状況で、幾らか、やはり上流側に潮が来ているのかなというふうには感じております。

それで、従来、淡水で川魚が下まで下りてきていたのかもしれませんが、海の、多分、魚とかがこの中に入ってきているような状況もあるのかなというふうには思います。

それから、JRの橋につきましては、この改修の時にJR側の方で計画に合わせた橋梁に架け替えているという状況でございます。上流側については、ほ場整備の関係で、ほ場整備の方で河川幅を広げているという状況になっております。

以上です。

(松富委員)

分かりました。ありがとうございました。

(武山委員長)

他にありますか。

はい、藤田委員。

(藤田委員)

何ページかな、公共事業事後評価調書の最後のところ、3のまとめのところですね。今後に向けた留意点の中で、生物の生息等の環境を保全・創出するよう実施する必要があると書かれているんですが、具体的には、どのようなことをお考えなのかをお聞かせいただきたいと思います。例えば、この写真にあるような3面張りのコンクリートを止めようとか、そういうようなことでしょうか。

(河川砂防課)

今の工事区間については、河口部にあるということで、川だけではなくて、高潮の影響とか、そういうものもあるということで、護岸を全部貼り付けております。

ただ、最近の考え方として、やはり自然環境を守る、川でも瀬を造るとか淵を造るとか、ワンドを整備するとか、そういうのがありますので、その辺に配慮しながら事業計画を策定して進めて参りたいということでございます。

以上です。

(武山委員長)

他に。

(長利委員)

雨と生物、似たような質問になるんですが。

今年、4回豪雨があったという話でしたが、確率年でいうと何年に1回ぐらいの雨に相当するのかというのと、それから生物の関係で、蛭が出なくなったとか、魚がという話があって、元々感潮河川だったのかという話。

それから事前にこういう工事をやると、影響がなかったというまとめになっていますが、こういう結果は、変な言い方、想定内だったのかどうかという、その辺の感覚というか、住民に対する説明もどの程度されてきたのかお伺いしたいんですが。

(河川砂防課)

雨の確率については、具体的な評価というのはしておりません。ただ、現実として、溢れていないということですので、外水氾濫がないということですので、計画値の中には入っているのかなというふうには考えております。

それから、環境の変化についてでございますが、魚とか蛭がいなくなっているというのは、どこの箇所でも発生している状況です。具体的に町内会の会長さんから紹介いただいた方に聞いてみたんですが、その方は農業をやっている人で、自ら喋っているんですが、上流側で水田とかやっている。当然、農薬とかそういうのも撒いているので、そういう環

境全体の変化の影響が出ているんじゃないでしょうかというような話でございました。

(長利委員)

そもそも元から一杯いたのかな。

(河川砂防課)

その方に聞いた話では、前は川でハゼ釣りをしたとか、そういうのもあったというふうには聞いています。確かに、昔に比べると、いなくなっているのかなと。ただ、満潮になると、小さい魚とかはあがってきているのは見えるというふうなことは聞いております。

以上です。

(武山委員長)

大分、長いスパンでの変化というようなことで回答があったのかなと思いますけど。工事によって激減したとか、そういう話ではないということですよ。

他にございますでしょうか。

よろしいですかね。

全体を通じてでもよろしいですが。

よろしいですか。

それでは、以上、3件の事後評価について説明としては終了させていただきます。

これ、委員会として、これにコメント付けるかどうかということでもちょっと議論したいと思うんですが。

何かご意見、ありますか。コメントを付けるとすれば。

特によろしいですかね。

それでは、特にコメントは付けないということにしたいと思います。

【平成26年度事後評価対象箇所の選定】

(武山委員長)

それでは、続いて来年度の事後評価の対象事業の選定を行いたいと思います。

ではまず、事務局の方から選定の考え方等について説明をお願いいたします。

(事務局)

私から説明させていただきます。

資料7をお開きいただきたいと思います。

資料7に21年度完了事業一覧というものがあるかと思います。

公共事業再評価等実施細目に基づきまして、所管部長が来年度の事後評価の候補事業を選定しております。

対象としておりますのは、こちらにある全 68 事業となっております。

このうち、実施細目第 3 - 3 に事後評価を行う事業の選定候補基準が示されておりまして、それがこの右肩のところに小さくありますが、ここに基準が示されておりまして、まずアといたしまして、再評価時に附帯意見が付された箇所であると。イとして、次のいずれかに該当する箇所ということで、再評価を実施した箇所、計画と実績の差が大きい箇所、その他の理由ということになっております。

この基準に基づきまして選定した箇所を農林水産部においては濃いブルーで示しておりまして、全部で 9 事業ございます。県土整備部では濃いオレンジで示しておりまして、全部で 13 事業ございます。

実施細目によりまして、アの再評価時に附帯意見が付された事業は全て選定することになっておりますので、35 番の道路改築事業は自動的に選定候補になります。それ以外のイに該当する事業につきましては、事業担当課ごとに 2 事業を選定することになっておりまして、これに基づいて選定したのが、農林水産部では薄いブルーで示したもので、これが 5 事業。県土整備部が薄いオレンジで示したもので 5 事業ございます。これを抜き出して整理したものが資料 8 になっております。

資料 8 の全部で 11 事業につきまして、具体的な事業内容を記載しているのが資料 9 の公共事業事後評価選定候補調書でございます。こちらにつきましては、各事業担当課の方からご説明いたします。

(武山委員長)

それでは順番に担当事業課の方から説明をお願いいたします。

(道路課)

それでは道路課から説明させていただきます。

資料番号 H 26 - 35 番です。

事業種別は国道改築事業。

事業名は国道 338 号、道路改築事業です。

事業箇所名は長後バイパス、施工場所は佐井村です。

事業の背景・必要性につきましては、本事業につきましては、国道 338 号の佐井村長後地区におけます幅員狭小、線形不良及び急勾配の隘路区間を解消いたしまして、道路交通の円滑化や安全性を確保することを目的といたしまして、バイパスを整備したものでございます。

事業内容としましては、全体の延長が 2,353 m、車道の幅員は片側 3 m の 2 車線で路肩も含めました全幅が 8 m となっております。

想定いたしました事業効果は、金銭価値化が可能な効果といたしまして、施工時間の短縮や冬期間の速度走行の向上などがあげられます。

その他の効果といたしましては、走行快適性の向上、緊急輸送道路、半島循環道路としての安全性の向上、落石等の危険箇所の解消などがございました。

事業の経過でございますが、事業着手年度は平成元年度、用地着手も同じく平成元年度、工事の着手は平成4年度からでございます。

公共事業評価の実施期間でございますが、再評価が平成10年、平成15年、平成18年の3回行っております。計画変更は、平成10年、平成15年、平成18年、そして平成20年の4回行っております。

最終の事業費といたしましては、実績として32億4千万円となっております。

特記事項ですが、先ほど申しましたとおり3回にわたりまして再評価を実施しております。そのうち平成10年度の再評価委員会で附帯意見をいただいております。内容につきましては、費用便益が低く厳しい数値となっているが、近い将来の観光人口の誘引や下北半島の交通便益の促進などをプラスして考慮すべきである。

また、緊急輸送道路、半島循環道路、危険箇所の解消などの位置付けもあり重要である、といった内容でございます。

計画変更の理由といたしましては、工法変更などによりまして事業費及び工期の見直しを行ったものでございます。

以上が道路課からの説明でございます。

(武山委員長)

それでは、続けてお願いいたします。

(林政課)

林政課でございます。

公共事業の事後評価選定候補調書の26-2番でございます。

事業種別、治山事業。

事業名、復旧治山事業。

箇所名につきましては、鯨ヶ沢町の米山地区。

事業主体、管理主体とも青森県。

事業方法としては、国庫補助で、財源負担区分は国50、県50でございます。

事業の背景・必要性ですけれども、本地区は平成18年8月の豪雨により、山腹斜面が崩落し、崩壊し、流下した土砂が人家、県道等に流出いたしました。拡大崩壊し、人家、県道等へ再度流出する恐れがあったことから、渓流に堆積した土砂の流出を防ぐための治山ダム工を設置し、山腹工により山腹斜面を安定させ被害を未然に防止したものであります。

主な事業内容といたしましては、治山ダム工の新設が3個、山腹工が0.27haでございます。

想定した事業効果といたしましては、金銭価値化が可能な効果といたしましては、山地

保全効果、土砂流出による被害から人家等を保全する効果でございます。

事業の実施経過は、事業着手、工事着手とも平成19年度、事業完了は平成21年度でございます。

公共事業評価の実施時期といたしましては、事業評価時は平成18年度で19年から21年、総事業費は8200万円。1回目の変更は平成20年に行いまして、総事業費を1億1700万円増としております。

事後評価時は、平成25年で行いまして、総事業費を1億1500万円としております。

特記事項といたしましては、第1回の計画変更内容が事前評価時点で山腹工1.85haで計画しておりましたが、実施年度に行った調査委託の結果、対策を要する区域、内容等の見直し、治山ダムを1個から3個、山腹工を1.85から0.27というふうにしたことによりまして、事業費の増額変更を行ったものでございます。

続きまして、整理番号26-7番。

事業種別につきましては、治山事業。

事業名は、環境防災林整備事業。

箇所名は、深浦町の下浜松地区でございます。

事業主体、管理主体とも青森県。

事業方法は、国庫補助で国50、県50でございます。

事業の背景・必要性ですけれども、本地区は平成17年8月の大雨により山腹斜面が崩壊し、国道101号線に土砂が流出し、一時不通となりました。

拡大崩壊することにより、主要道路等に被害を与える恐れがあったことから、山腹景観工により山腹斜面を安定させ、被害を未然に防止し、併せて生活環境を保全形成するため森林の造成改良、整備等を実施したものでございます。

主な事業内容といたしましては、山腹工0.03ha、治山ダム1個、森林整備4.90ha、管理歩道153.7mでございます。

想定した事業効果といたしましては、金銭価値化が可能な効果として、山地災害防止効果。山腹崩壊流出による被害から人家等を保全する効果でございます。

事業の実施経過につきましては、事業着手、工事着手とも平成18年度、事業完了は平成21年度。

公共事業評価の実施時期につきましては、平成17年に事前評価をいたしております。

総事業費は1億円で計画いたしました。

1回目の計画変更は平成18年に行いまして、総事業費を6600万円と減少させております。

平成25年の事後評価時の最終実績につきましては、総事業費を5000万円となりました。

特記事項としては、第1回計画変更内容が実施年度に行った調査・測量設計委託の結果、

対策面積の減や工法の見直しを行ったことから、事業費の減額変更を行ったものでございます。

(農村整備課)

農村整備課の坂本です。よろしくお願いいたします。

整理番号 H26 - 10 について説明いたします。

事業種別は、農業農村整備事業。

事業名は、県営かんがい排水事業。

箇所名等は、相坂川左岸 2 期地区です。

事業主体は青森県、管理主体は稲生川土地改良区。

事業方法は国庫補助です。

財源負担区分は、国が 50%、県が 25%、市・町が 10%、その他 15% となっております。

次に事業の背景・必要性ですが、奥入瀬川、砂土路川に依存している地域の農業用水を確保するため、反復水利用の小規模揚水機場が数多く点在し、その維持管理費を要するとともに、代掻き期間が長期に渡るなど、農業経営の合理化が阻害されてきました。

本事業では、国営の農業水利事業と一体化した用水系統を整備し、用水の安定供給を図ることで、農業経営の安定と近代化を目指すものです。

主な事業内容ですが、下の一般計画平面図がありますけども、この中で凡例のとおり、国営事業は橙色で、それから青い部分が相坂川左岸 1 期の排水路を指しています。今回、事後評価の対象となっているのが赤い部分で、用水路 15 路線、延長で 47,925 m、それから赤い丸が、揚水機場 3 か所を整備するものです。

想定した効果は、金銭価値化が可能な効果としては、作物生産効果、営農経費節減効果、維持管理費節減効果、その他の効果として、施設の機能が減退・喪失することなく継続発揮する効果として更新効果をみております。

事業の実施経過については、事業着手が昭和 60 年度、用地着手及び工事着手が昭和 61 年度、工事完了は平成 21 年度となっております。

次に公共事業評価の実施時期ですが、再評価は平成 12 年度、その時点の事業期間が昭和 60 年度から平成 17 年度まで。総事業費が 81 億 2600 万円。再々評価が 17 年度に実施して、その時点の事業期間は昭和 60 年から平成 21 年度まで。総事業費は 78 億 6800 万円となっております、共に附帯意見はありませんでした。

事業評価時の最終実績は、事業期間が昭和 60 年から平成 21 年度まで、総事業費は 80 億 2000 万円となっております。

計画変更の実施時期ですが、第 1 回計画変更は平成元年、第 2 回計画変更が平成 14 年度に実施し、内容は特記事項のとおりで、第 1 回目は上位事業である国営事業が揚水計画を見直したことによって、関連事業の本事業も主要工事の計画変更となり、それに伴い工

期が12年まで延伸となったものです。

また、第2回計画変更は路線が沿線の市街化に伴いまして、開水路の部分を一部地下埋設化に変更したことにより事業費が増額となったものです。

以上で説明を終わります。

(漁港漁場整備課)

漁港漁場整備課です。

整理番号26-25を説明いたします。

事業種類は水産基盤整備事業。

事業名は漁村再生交付金事業。

箇所は茂浦地区です。

事業主体は県と平内町です。

事業内容にある陸揚げクレーンを町が実施しております。

事業の背景・必要性については、本地区は-3mの水深が確保された係船岸がないことから、一部の漁船については、防波堤の係留を強いられており、防波堤上で養殖資材の積み込み作業などをせざるを得ない状況がありました。

その他、低気圧等の荒天時には、防波堤からの越波により安全な係船ができない状況がありました。

この事業は、これらの状況を改善するため、防波堤や岸壁等を整備し、漁業活動の効率化と安全性の向上を目指したものです。

主な事業内容は、-3m岸壁86m、陸揚げクレーン1基などです。

想定した効果は、水産物生産コストの削減効果と漁業就業者の労働環境改善効果です。

事業の実施期間は、平成20年から21年度の2か年で、実績事業費は1億9200万円です。

特記事項は、深浅測量の結果、-3m泊地の範囲が減少したことから、実績事業費は計画事業費に対し9800万円、33.8%の減少となりました。

次に整理番号26-33について説明いたします。

事業種別は水産基盤整備事業。

事業名は広域漁場事業。

箇所は三沢地区です。

事業の背景・必要性について、当地区の漁業は、スルメイカやサケなどの回遊魚やホッケガイなど、限定された資源に対する依存度が高く、漁業経営が不安定なものとなっています。

このため、砂浜域に魚礁を設置し、ヒラメやカレイなどの定着性資源を蝸集させて漁獲することにより、漁業経営の安定を図ったものです。

主な事業内容は、三沢漁場が魚礁56,938空³m、百石漁場が魚礁4,043.6空

m³です。

想定した効果は、魚礁漁場整備による生産量増加効果です。

事業の実施期間は、平成13年度から平成21年度です。この間、平成16年度に漁場を集約する計画変更を行っています。

ここで実績事業費について誤りがありましたので、訂正させていただきます。

調書では7億3100万円となっておりますが、精査しましたところ正しくは9億3300万円の誤りでした。大変申し訳ありませんでした。

実績事業費は、当初計画事業費に対し7億2500万円、43.7%の減額となりました。

また、再評価を17年度に実施し、対応方針は継続、附帯意見はありませんでした。

以上です。

(河川砂防課)

県土整備部河川砂防課でございます。

整理番号の37番、河川事業でございます。

事業名は総合流域防災事業。

一級河川岩木川の支川にあたる後長根川でございます。

事業主体、管理主体とも青森県でございます。

事業方法は国庫補助事業で、国、県の負担割合は50%ずつです。

事業の背景・必要性ですが、後長根川は、旧岩木町中心部の人家密集地を流れておりまして、現況の流下能力が非常に低かったことから度々浸水被害に見舞われていました。このため、掘削築堤により流下能力を増大される改修工事を行ったものです。

主な事業内容としては、掘削工が7,600m、築堤工が15km、護岸工が5,027m、橋梁13橋となっております。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果として、洪水氾濫による家屋等の被害防止効果を掲げております。

事業着手は昭和55年度、事業完了が平成21年度でございます。

平成20年度に再評価を行っておりまして、その際の総事業費が98億円、最終的には、77億1000万円となっております。

この事業費の減につきましては、当初、護岸工を全延長で設置するというふうに考えておりましたが、多自然川づくりの考え方などに基づいて、この護岸の設置を水衝部とか、あるいは橋梁、樋門などの構造物を保護するために必要な最低限の箇所に限定したということで、この減額になっております。

特記事項といたしましては、3回の再評価を実施しておりまして、いずれも対応方針は継続、附帯意見なしということでございます。

下の標準断面にありますとおり、築堤と箇所掘削等によって河川幅の拡幅を図っており

ます。

続きまして、ページをめくっていただきまして、整理番号の42番、河川事業でございます。

事業名は河川改良事業。青森市にございます六枚橋川です。

事業主体、管理主体とも青森県です。

事業方法は、県単独事業で、県が100%財源を負担しているというものでございます。

事業の背景・必要性ですが、六枚橋川は現況の河道の流下能力が低かったことから、平成2年9月に床上、床下合わせて13戸の浸水被害が発生しておりました。このため、河口からJRの区間について、築堤・護岸工により流下能力を増大させる改良工事を行ったものです。

主な事業内容は、築堤工700m、護岸工700m、樋門樋管4基となっております。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果として、洪水氾濫による被害防止効果を掲げております。

事業着手は平成4年度、事業完了が平成21年度でございます。平成19年度に再評価を実施しておりまして、その際の総事業費が6億4000万円、最終的には、事業費の精査を行いまして6億3100万円となっております。

特記事項では、平成19年度の再評価で対応方針は継続、附帯意見はなしということでございます。

下の標準横断図にありますとおり、築堤・護岸によって河川幅の拡幅を図っているという事業でございます。

以上です。

(港湾空港課)

次、港湾空港課、2件になります。

まず最初が整理番号H26-61、港湾事業です。

事業名が青森港海岸侵食事業。

地内につきましては、青森市の原別地区。

事業主体、管理主体につきましては青森県。

事業方法については、国庫補助ということで、国、県50%になります。

事業の背景・必要性につきましては、原別地区は昭和40年代に整備された既設の直立護岸の老朽化と基礎部の洗掘が著しいこと。その他、背後に人家が密集しており、防災対策が急務になっていること。加えて、地元からは、海と親しめる豊かな生活空間の復活が要望されているということがございました。

このため、高潮、波浪、津波等の海水による海岸侵食や災害を防除するとともに、親水性にも配慮し、防護、環境、利用の調和のとれた海岸となるように整備したものです。

事業内容につきましては、護岸改良で延長が1,738.2mとなっております。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果として、侵食地域内の土地消失被害軽減効果、侵食地域内の一般資産等の被害軽減効果がございます。

その他の効果としまして、海岸利用が促進されることによる効果。地域住民の生活環境が向上することによる効果がございます。

事業の実施経過につきましては、事業の着手及び工事が平成3年度で工事完了が平成21年度になっております。

当初の設定でいきますと、平成3年から16年で再評価が平成12年と平成17年にありました。計画変更については、平成13年と18年にございまして、第1回の平成13年の変更時には、工期が平成3年から平成26年で、事業費が元々の22億9000万円から29億3500万円になってございまして、これにつきましては、工事区域、ここは原別地区になりますが、その右手に野内地区があり、左手に造道地区がございまして、左側、造道地区の方に浄化センターがあるのですが、ここに約300m延伸したことに伴う事業費の増になっております。

2回目の変更、18年にございまして、この時には、ある程度事業費が抑えられてきてまして26億4100万円と。最終的に平成21年の実績で25億6700万円となっております。

特記事項につきましては、附帯意見なし、対応方針としては継続となっております。

次、整理番号H26-65は、港湾事業の事業名が大間港地域再生基盤強化交付金事業で、大間町の烏の間地区、事業主体、管理主体ともに青森県。

これは、交付金事業で、市町村の負担が8分の1、12.5%が出てきてまして、国40%、県が47.5%となっております。

事業の背景・必要性につきましては、当該施設は整備後40数年経過し、近年、施設の老朽化が著しく利用者に支障を来している。さらに、後背地が狭隘であり、船舶係留など作業効率改善のための改修が望まれている。

また、船舶の大型化及び隻数の増加に対応するため、施設の沖出し及び緩傾斜化を図り、安全性及び作業効率の向上を目指したものです。

主な事業内容としましては、船揚場改良で延長が250mになります。

金銭価値化が可能な効果としては、漁業活動の効率化、その他の効果として、漁業活動の利便性の向上がございます。

事業の実施経過につきましては、事業着手、工事着手ともに平成19年度にやっけて、事業完了が平成21年度になっております。

事前評価時は、平成19年から23年で4億5000万円となっております。最終的に21年の完成時の実績でいいますと、2億7400万円となっております。

この金額が減になった理由につきましては、この地区の、構造的には大きく変わっていません。斜面になっている部分は変わらないのですが、水平部分の幅員が変わりまして、船舶の大型化に対応するというので10mで進めていたわけですが、前面の護岸との開

口の関係で、地元からの強い意向がありまして、天端部分の水平部分が5mでいいとなりましたので工事費が減になっています。

港湾空港課は以上です。

(都市計画課)

続きまして、都市計画課から説明いたします。

整理番号26-67、街路事業でございます。

事業名、橋梁整備事業。

箇所名、3・4・12号沼館百石線、市町村が八戸市になります。

事業主体、青森県、管理主体は八戸市になります。

事業方法、交付金事業でございます。財源負担区分につきましては、国が49%、県が36%、市町村15%でございます。

事業の背景・必要性でございますが、馬淵川左岸の人口増加が著しい地域がございまして、河原木地区でございますが、右岸の工業地帯と馬淵川に架かる橋によって連絡されている状況にあります。

箇所の上流側には、国道45号の馬淵大橋、下流側には市道の新大橋がございまして、これらの橋梁のみでは集中する交通量により慢性的な交通渋滞を引き起こしておりました。

橋梁を新設して交通を分散されることにより、慢性的な渋滞を解消し、産業、流通の効率化、地域経済の活性化を図るものでございます。

主な事業内容としましては、施工延長985m、幅員が19.8~34m、橋梁工1橋641mでございます。

想定した事業効果ですが、金銭価値化が可能な効果としまして、交通量、旅行速度の向上、混雑度、渋滞長の緩和の効果を掲げております。

その他の効果ですが、道路の交通安全性の向上がございまして。

事業の実施経過でございますが、事業着手が平成11年度、用地着手が平成17年度、用地と書いてありますが、占用物件の移転補償でございます。工事着手が平成11年度から事業完了が平成21年度でございます。

事業期間ですが、当初計画時は平成11年から平成17年、総事業費が79億5000万円です。

計画変更の実施時期ですが、第1回計画変更が平成17年で事業期間を4年間延伸しまして、平成21年度までとしております。総事業費が74億5600万円でございます。

最終実績でございますが、平成21年度まで66億8800万円でございます。

特記事項はございませんが、参考までに補足説明といたしまして、今回の事業箇所につきましては、八戸市が事業主体で平成5年度から平成10年度まで事業を進めてきたものでございます。設計調査、用地買収、また道路部の拡幅工事、擁壁工事等を行っております。

その後、八戸市の方から橋梁部の事業費が多大であることから、県で事業化して欲しいという要望がございまして、平成11年度から県事業で整備を進めたものでございます。以上です。

(武山委員長)

ありがとうございました。

資料8を見ていただくと分かりますが、今、11事業について説明いただいたところで、この中で4件程度、事後評価を行いたいと思いますが、質問等があれば質問していただいてもいいですし、この事業の事後評価をやったらいいという意見があればお出しいただきたいと思います。

山下先生。

(山下委員)

この完了事業の対象を抜き出す方法について、大分前にお話したんですが、各課さんが選んできたものをそのままやるのか、そうではなく、ここに全部出されている、ここの中からもう一度委員会で揉むのか。そこのところの手順が少し私自身ははっきりしないんですね。

例えば、漁港整備課の三沢海岸の漁場整備。これは魚礁投石だから、この漁場整備のところで、たかだか5000空^mの魚礁の話をして、元々は漁場は開いているわけだから、効果があった、無かったということの評価に、この事例を使うというのは、あまり良くないのではないかと思うんですよ。

それよりも、例えば、住民代表の後藤委員もいらっしゃるので、3ページの、今までやらないソフトの部分、これを何故、漁港整備部がやっているのか分からないんですが・・・30番のところ、これは、ロックゲートですよね。門扉。それが、この事業目的の中に住民の津波からの避難を促進するための施策の実施というようなソフト的なものが出てきている。こっちの方が現代的な意味では、漁場という1つの単発目的の評価よりはいいのではないかと思う。これ、1事例なんですけども、ちょっと対象事業の絞り出しについて、もう少し、私がちょっと勉強不足なんですけど、定見的なものというか、一定の切り方というか、杓子定規じゃない選定の仕方ができないか、それを今、お伺いできればと思うんですが。

(武山委員長)

いかがでしょうか、事務局。

(事務局)

お手元の黒いファイルの後ろの方に資料集というのがあると思いますが、そちらの1ペ

ージに要綱がございまして、3ページに実施細目があります。そちらを1枚開いて4ページのところに公共事業事後評価の選定の仕方が書いてございまして、その3番ですね。様式6の作成に当たっては、次の基準に基づいて選定候補を選定することになってございまして、それが先ほどご説明したものになります。

この(2)のところについて、担当事業課ごとに2事業、1事業しかない場合は1事業を選定することということで、その仕方については、その下のところに書いてある、アイウとを考慮してということになってございまして、これに基づきまして、各課の方で選定してきているということでございます。

(山下委員)

これは折込済みなんですけど、そういう行政的なものではなくて、元々この委員会の設置目的からいうと、社会的情勢変化、それから事業の効果の発現状況、こういうものをチェックすることですから、おっしゃるとおりなんです。手順からいうとそういう形に出てくるんだけど、さっき言ったような、リストの中から見ると、やっぱり新しい考え方で評価の中にあげるべき内容が少し出てくるのではないかな、というのが私の意見です。

(武山委員長)

これは、よろしいですね。

この21年度完了事業の中から4件程度ということですので、必ずしも、こちら、資料8ではなくてもいいかと思いますが。そうすると30番を候補としたいということですか。例えばですか。

(山下委員)

これだけちょっと異質な資料なんです。

ちょっとやり難いと思うんですが。

(武山委員長)

他に、この事業というものがあればお出しいただきたいと思いますが。

ありますか、阿波先生。

(阿波委員)

なかなか評価が難しいかもしれないんですが、資料8の10番の農村整備課のかんがい事業ですね。これは、稲生川の土地改良区の方で行っておりますかんがい事業になるかと思っております。

こちら、国と県の両方の事業で行っている形になるかと思っております。県の事業分だけの効

果を評価できるかという、なかなか難しいかとは思いますが、これだけ大きな事業規模のかんがい事業というものも、これから多分、なかなか出てこないのではないかなと思います。これまでの総括の意味も込めて、非常に広域な事業になりますので、アンケートをとるのも非常に膨大な、大変な作業になるかなと思うんですが、ちょっとご検討いただければと思っております。

以上です。

(武山委員長)

その他、田村委員。

(田村委員)

私も今の阿波委員の意見に賛成で、これまでこの種の事業はやってきていなかったと思うので、いろいろ大変な部分はあるかと思いますが、事後評価にふさわしいのではないかと思います。もう一つ、先ほど言ったアンケート内容をその事業に見合ったかたちに工夫していただくということを考えると、今回と同じような事業で、2番の林政課の事業で鯉ヶ沢の復旧治山事業をやってもらってもいいかなと考えております。

(武山委員長)

他にありますか。

他にもう1件ございませんか。

無いようであれば、再評価時に附帯意見が付された事業ということで35番の佐井村のバイパスは選定させていただきたいと思います。

あと、続けて、林政課の治山事業、同じようなということにはなりますが、アンケートのとり方を工夫いただくという話。林政課さんでいうと、もう1件ありますけど、どちらですかね。7番の環境防災も目には付くんですかね。2番でいうと、非常によく似た治山事業ということですね。

(田村委員)

7番は結構、人家が近いところの整備なので、事業場所が分かりづらいという点では2番がよいのではないのでしょうか。

(武山委員長)

同じようになりますが、ちょっと工夫もいただいて、という形で2番。

他になれば2番を選びたいと思います。

あと、農村整備課さんのかんがい排水事業ですね。これは、先ほど言ったように非常に広域になりますので、そんな大量にアンケートということではないんですが、とり方等、

工夫が必要かと思いますが10番ですね。

あとは、漁港漁場整備課さんの方から、どうします30番。よろしいですか。

選定候補の中には入っていなかったんですが、ちょっと情報が少ない部分がありますし、30番について確定は次回でもいいですかね。同じような調書を作っていただいて、見せていただくということをお願いできればと思います。よろしいですかね。ちょっと手間が、2事業というところが3事業になってしまいますが。選定候補調書様式で作っていただいて、もう1回説明を踏まえて、確定は次回ということにしたいと思います。

2番、10番、30番は候補とするかを次回決めるとということで、あと35番、この4件を今日は一応の候補として次回確定させていただければと思います。

今もコメントの中で幾つかありましたけども、そういう工夫であったり、あるいは、全てをアンケートでということではないかと思いますが、あまりお金が掛かるものは難しいとは思いますが、事後的な評価の観点ということで、こういうことをお願いしたいとかがあれば、次回の委員会なり、事務局に送るなりしていただければと思います。

それでは、一応、本日の予定は終了しましたが、何か発言があればお願いします。

(松富委員)

アンケートの件なんですけど、今年度の始め頃、事務局の方から例を示されて、何か我々が答えるというふうな形になっていましたよね。これは事務局にお聞きしたいんですが、その時に我々委員の方から何か意見等はあったんでしょうか。

(武山委員長)

幾つか出ていて、修正していただいた部分がありましたね。

(松富委員)

そうですか。分かります。

(武山委員長)

できれば次年度も同様に事前にどんな調査をするかという話を出してもらえればよろしいのかなと思います。

よろしいですかね、他に発言はありませんか。

ないようなので、進行を事務局の方に戻します。

【事務局からの事務連絡】

(事務局)

ありがとうございました。

事務連絡でございますが、次回は第5回の委員会ということで、10月27日、日曜日

を予定しております。

時間等含めまして、正式にまた後日改めてご通知させていただきますのでよろしくお願いいたします。

今回の内容といたしましては、再評価に関する意見書の取りまとめ、それと事後評価、今ほど35番と2番と10番は決定でございますが、30番につきましては、再度説明してご審議いただくということになりましたので、そちらのご審議と事後評価に関する意見書の取りまとめを予定しております。

また、本会議での配付資料及び議事録につきましては、事務局であります企画政策部企画調整課におきまして縦覧に供するとともに、県のホームページにおいても公表いたしますのでよろしくお願いいたします。

3 閉 会

(司会)

それでは、これもちまして本日の委員会を終了いたします。

長時間にわたりありがとうございました。